

平成22年度行政監査の結果報告書

沖縄県監査委員

沖縄県議会議長	高嶺善伸殿
沖縄県知事	仲井眞弘多殿
沖縄県教育委員会委員長	比嘉梨香殿
沖縄県公安委員会委員長	翁長良盛殿

沖縄県監査委員	又吉春三
沖縄県監査委員	幸地啓子
沖縄県監査委員	嘉陽宗儀
沖縄県監査委員	具志孝助

平成22年度行政監査の結果報告について

地方自治法第199条第2項の規定により県の事務執行について監査を実施した
ので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により別添のとおり提出します。

目 次

第1	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査対象の未収金及び機関	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の実施方法	2
6	監査の実施期間	2
第2	監査対象未収金の概要	3
1	監査対象未収金及び監査対象機関	3
2	監査対象未収金の分類	4
3	監査対象未収金の推移	5
4	監査対象未収金の債権管理の状況	6
第3	監査の結果及び所見	8
1	監査の結果	8
2	監査所見	10
第4	各未収金ごとの概要	12
	○総務部	
1	土地貸付料及び延滞利息	12
	○福祉保健部	
2	児童福祉施設負担金	14
3	児童扶養手当返還金	15
4	母子寡婦福祉資金貸付金償還金	16
5	児童福祉施設負担金（障害）	17
6	心身障害者扶養共済事業費負担金	18
7	高齢者居室整備資金貸付金償還金	19
8	生活保護費返還金	20
	○農林水産部	
9	農業改良資金貸付金償還金及び違約金	21
10	沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金償還金	23
11	林業改善資金貸付金償還金	24
12	中央卸売市場における光熱水費相当額未収金	25

○観光商工部	
13	小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金及び違約金・延納利息・・・・・・・・・・ 26
14	自由貿易地域における光熱水費相当額未収金等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
15	自由貿易地域における建物使用料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
16	賃貸工場施設使用料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
○土木建築部	
17	県営住宅使用料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
18	県営住宅駐車場使用料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
19	県営住宅損害賠償金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
20	バス事業活性化資金貸付金償還金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
21	土地代過払い金の返還金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
22	土地明渡強制執行原因者負担未収金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
○警察本部	
23	放置駐車車両違反金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
○病院事業局	
24	診療費個人負担分未収金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

《参考》

1	債権管理事務フロー図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
2	債権管理事務の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
3	監査対象未収金の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
4	債権管理マニュアル名称等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
5	不納欠損額の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

税外未収金の債権管理について

2 監査の目的

本県においては、「県民とともに将来への責任を果たす行政体制の整備と財政基盤の確立」を基本理念に「新沖縄県行財政改革プラン」（平成22年度～平成25年度）を策定した。

その推進項目の一つとして「未収金の解消」に取り組んでいるところである。

また、平成21年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書で、「財源の確保と公平の観点から、収入未済額の縮減は極めて重要な課題であり、各部局においては、滞納者の実態把握に努め、必要に応じて法的措置を検討するなど適切な債権管理を行うとともに、効果的な徴収対策を講ずることにより、収入未済額の縮減と新たな発生防止に努められたい。」と意見を述べたところである。

このことから、多額となっている税外未収金に係る徴収事務について、法令等に基づき、適正かつ効果的・効率的に執行されているかを検証するとともに、今後の適正な債権管理に寄与することを目的に行政監査を実施した。

3 監査対象の未収金及び機関

監査対象とする未収金は、平成21年度決算（一般会計、特別会計、公営企業会計）における未収金のうち、次に掲げるものを除く。

- (1) 県税（県税に係る延滞金及び加算金も含む。）
- (2) 未収金額が1,000万円未満のもの
- (3) 公営企業会計の未収金のうち、国、地方公共団体、国民健康保険団体連合会等に対するもの

監査対象機関は、当該未収金に係る徴収・債権管理事務を行う機関とした。

その結果、監査対象となる未収金は194億294万1千円であり、監査対象機関は45機関で、内訳は次ページのとおりである。

4 監査の着眼点

監査に当たっては、主に次の着眼点に基づき実施した。

- (1) 未収金について適切な債権管理体制がとられているか。
- (2) 未収金の債権管理は適切に行われているか。
- (3) 未収金の発生防止に努めているか。
- (4) 不納欠損処分等は適正に行われているか。

5 監査の実施方法

監査対象機関から提出された監査調書を基に監査を実施した。

6 監査の実施期間

平成22年7月から9月まで監査を実施した。

監査対象45機関の内訳

部 局 名	機関数	監 査 対 象 機 関
総 務 部	1	管財課
福祉保健部	11	福祉・援護課 高齢者福祉介護課 青少年・児童 家庭課 障害保健福祉課 北部福祉保健事務所 中部福祉保健事務所 南部福祉保健事務所 宮古福 祉保健事務所 八重山福祉保健事務所 中央児童相談 所 コザ児童相談所
農林水産部	9	農政経済課 営農支援課 畜産課 農地水利課 農村整備課 森林緑地課 水産課 漁港漁場課 中央卸売市場
観光商工部	4	新産業振興課 経営金融課 企業立地推進課 観光振興課
土木建築部	9	道路街路課 道路管理課 河川課 海岸防災課 港湾課 空港課 都市計画・モノレール課 下水道課 住宅課
教 育 庁	2	施設課 文化課
警 察 本 部	1	交通指導課
病院事業局	7	県立病院課 北部病院 中部病院 南部医療セ ンター・こども医療センター 宮古病院 八重山 病院 精和病院
企 業 局	1	総務企画課
合 計	45	

第2 監査対象未収金の概要

1 監査対象未収金及び監査対象機関

監査対象未収金及び監査対象機関は、次のとおりである。

監査対象未収金及び監査対象機関

(単位:千円)

事業数	部局名	監査対象未収金	未収金額	監査対象機関	
1	総務部	土地貸付料	73,577	管財課	
		延滞利息(土地貸付料に係る)	17,816		
2	福祉保健部	児童福祉施設負担金	40,124	青少年・児童家庭課、 各福祉保健所、 各児童相談所	
3		児童扶養手当返還金	104,122	青少年・児童家庭課	
4		母子寡婦福祉資金貸付金償還金	298,235	青少年・児童家庭課、 各福祉保健所	
5		児童福祉施設負担金(障害)	94,849	障害保健福祉課、 各児童相談所	
6		心身障害者扶養共済事業費負担金	17,930	障害保健福祉課	
7		高齢者居室整備資金貸付金償還金	18,187	高齢者福祉介護課	
8		生活保護費返還金	111,996	福祉・援護課、 各福祉保健所	
9		農林水産部	農業改良資金貸付金償還金	543,157	農政経済課
	農業改良資金貸付金違約金		83,437		
	10		沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金償還金	89,885	水産課
	11		林業改善資金貸付金償還金	47,895	森林緑地課
	12		中央卸売市場における光熱水費相当額未収金	10,350	中央卸売市場
13	観光商工部	小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金	4,145,395	経営金融課	
		違約金及び延納利息(貸付金に係る)	61,529		
		14	自由貿易地域における光熱水費相当額未収金等	52,871	企業立地推進課
		15	自由貿易地域における建物使用料	17,165	
16	賃貸工場施設使用料	36,770			
17	土木建築部	県営住宅使用料	741,670	住宅課	
18		県営住宅駐車場使用料	27,354		
19		県営住宅損害賠償金	184,110		
20		バス事業活性化資金貸付金償還金	880,912	都市計画・モラル課	
21		土地代過払い金の返還金	12,541	道路管理課	
22		土地明渡強制執行原因者負担未収金	51,775	海岸防災課	
23	警察本部	放置駐車車両違反金	85,913	交通指導課	
24	病院事業局	診療費個人負担分未収金(旧南部病院分)	29,687	県立病院課	
		診療費個人負担分未収金	1,822,140	各県立病院	
合 計			9,701,392		
25	談合に係る損害賠償金等		9,701,549		
総 合 計			19,402,941	45機関(重複除く)	

2 監査対象未収金の分類

地方公共団体の債権は、使用料、手数料、及び分担金等の「公法上の債権」と貸付金及び財産収入等の「私法上の債権」に分類される。

「公法上の債権」のうち分担金、過料、又は法律で定める使用料その他の歳入（法律で地方税の滞納処分の例により処分できるものに限る。）については、自ら滞納処分を行えるが、その他の公法上の債権及び「私法上の債権」については、民事執行手続により強制執行等を行うことになる。

これらの債権のうち、監査対象未収金を分類すると次表のとおりである。

分 類		監 査 対 象 未 収 金
公法上の債権	地方税の滞納処分の例により処分することができるもの (強制徴収できる債権)	児童福祉施設負担金 児童扶養手当返還金 放置駐車車両違反金
		生活保護費返還金 自由貿易地域における建物使用料 賃貸工場施設使用料
私法上の債権	民事執行手続により強制執行等ができるもの (強制徴収できない債権)	土地貸付料 談合に係る損害賠償金等 母子寡婦福祉資金貸付金償還金 心身障害者扶養共済事業費負担金 高齢者居室整備資金貸付金償還金 農業改良資金貸付金償還金 沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金償還金 林業改善資金貸付金償還金 光熱水費相当額未収金 小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金 土地代過払い金の返還金 バス事業活性化資金貸付金償還金 土地明渡強制執行原因者負担未収金 県営住宅使用料 県営住宅駐車場使用料 県営住宅損害賠償金 診療費個人負担分未収金

3 監査対象未収金の推移

監査対象未収金の推移について、談合に係る損害賠償金等を除く未収金は、平成17年度から平成21年度の間、年々増加している。平成17年度と平成21年度を比較すると11億5,985万3千円の増加となっており、その主な要因は、小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金（約8億5千万円）である。

なお、県発注の工事に関して、公正取引委員会による独占禁止法違反事案の談合にかかる損害賠償金及び違約金は、平成20年度で98億6,430万7千円、平成21年度で97億154万9千円となっている。

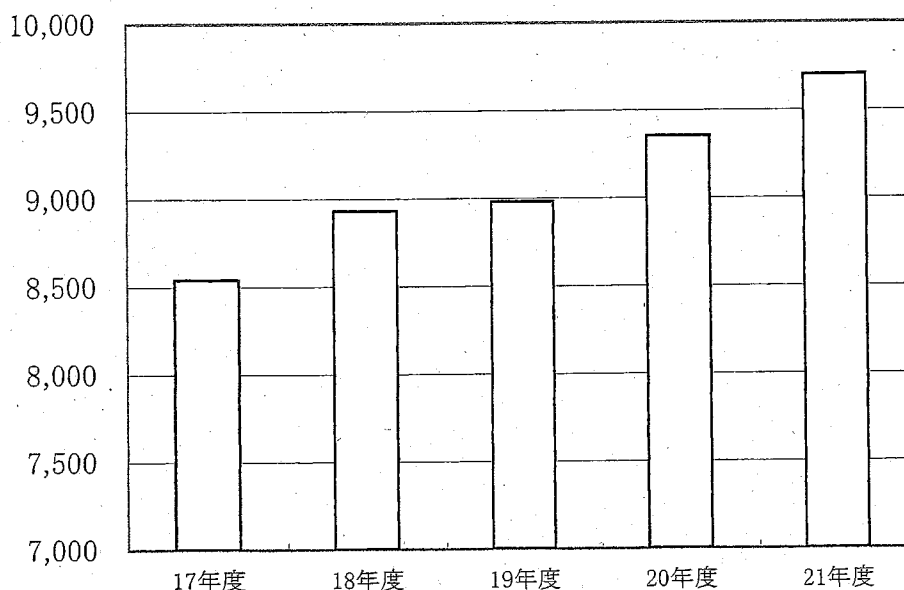
監査対象未収金の推移

(単位：千円)

年 度	区 分	談合に係る損害賠償金等以外	談合に係る損害賠償金等	合 計
平成17年度	金 額	8,541,539	0	8,541,539
平成18年度	金 額	8,932,763	0	8,932,763
	対前年度増加額	391,224	0	391,224
	増加率	5%	0%	5%
平成19年度	金 額	8,981,966	0	8,981,966
	対前年度増加額	49,203	0	49,203
	増加率	1%	0%	1%
平成20年度	金 額	9,354,328	9,864,307	19,218,635
	対前年度増加額	372,362	9,864,307	10,236,669
	増加率	4%	0%	114%
平成21年度	金 額	9,701,392	9,701,549	19,402,941
	対前年度増加額	347,064	-162,758	184,306
	増加率	4%	-2%	1%
17年度と21年度の比較	増加額	1,159,853	9,701,549	10,861,402
	増加率	14%		127%

監査対象未収金の推移(談合に係る損害賠償金等除く)

単位：百万円



4 監査対象未収金の債権管理の状況

監査対象未収金の債権管理の状況を調査した結果は、次の(1)から(8)のとおりである。

なお、談合に係る損害賠償金等の未収金については、監査の時点では調停中であったことから、取扱い方針が未確定であったので、本項目からは除外することとし、調査対象は24事業とした。

(1) 未収金の整理・回収の具体的目標の設定状況

未収金の整理・回収の具体的目標の設定状況は次表のとおりで、目標が定められているものが10事業(42%)で、目標が定められていないものが14事業(58%)となっている。

未収金の整理・回収の目標の設定状況

	あり	なし
24事業	10 (42%)	14 (58%)

(2) 研修会の実施の状況

研修会の実施の状況は次表のとおりで、過去3年間で研修会を実施したものが6事業(25%)で、未実施が18事業(75%)である。

研修会の実施状況

	過去3年間で実施	過去3年間で未実施
24事業	6 (25%)	18 (75%)

(3) 債権管理マニュアルの策定状況

監査対象未収金に係る債権管理マニュアル策定状況は次表のとおりで、策定しているものが17事業(71%)、そのうち「課題がある」とするものが7事業(29%)である。

未策定は7事業(29%)である。

債権管理マニュアルの策定状況

	策定	未策定
24事業	17 (71%)	7 (29%)
	うち課題あり 7 (29%)	

(4) 滞納者状況把握

滞納者について状況を把握しているものが15事業(63%)で、調査未実施や滞納者の所在が不明などにより、状況把握していないものが9事業(37%)となっている。

滞納者状況把握

	状況把握している	状況把握していない
24事業	15 (63%)	9 (37%)

(5) 滞納整理票の作成状況

滞納整理票を作成しているものが20事業(83%)であり、作成していないものが4事業(17%)である。

滞納整理票の作成状況

	滞納整理票作成	滞納整理票未作成
24事業	20 (83%)	4 (17%)

(6) 督促状発出及び催告の実施状況

督促状を発出しているものが21事業(87%)であり、発出していないものが3事業(13%)である。

督促状発出状況

	発出している	発出していない
24事業	21 (87%)	3 (13%)

催告しているものが20事業(83%)、催告していないものが4事業(17%)である。

催告の実施状況

	催告している	催告していない
24事業	20 (83%)	4 (17%)

(7) 民間債権回収会社による債権の回収状況

民間債権回収会社に委託した債権回収の状況は次表のとおり4事業(17%)で、平成21年度末までの回収実績の累計額は1億3,945万9千円である。

民間債権回収会社への委託実施状況

	委託している	委託していない
24事業	4 (17%)	20 (83%)

民間債権回収会社による回収状況 (単位：千円)

事業名	土地貸付料	農業改良資金貸付金	小規模企業者等設備導入資金貸付金	診療費個人負担分	合計
回収実績	5,560	34,783	10	99,106	139,459

(8) 監査対象未収金に係る消滅時効対象債権

平成21年度末において消滅時効の期限に達している債権は、公法上の債権4件1億6,694万2千円と私法上の債権14件10億6,862万4千円であり、合計18件12億3,556万6千円となっている。

監査対象未収金に係る消滅時効対象債権 (単位：千円)

公法上の債権		私法上の債権		合計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
4	166,942	14	1,068,624	18	1,235,566

第3 監査の結果及び所見

1 監査の結果

各機関においては、未収金縮減等の債権管理に取り組んできた。

しかし、債権管理事務については、下記のとおり、留意改善を要する事項があったので、適正に処理されるよう要望する。

(1) 督促状の未発出について

沖縄県財務規則第50条第1項「収入徴収者は、収入金を納入期限まで完納しない者があるときは、納入期限後20日以内に督促状を発して督促するとともに滞納整理票を作成しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発出していないものが次のとおりとなっていた。

督促状は債権の履行を請求する行為であるだけでなく、時効中断の効力を有し、また、公法上の債権については延滞金の発生や滞納処分の前提要件となることから、督促状を発出する必要がある。

債権名	所管機関名
児童扶養手当返還金	青少年・児童家庭課
心身障害者扶養共済事業費負担金	障害保健福祉課
診療費個人負担分未収金（旧南部病院分）	県立病院課

(2) 滞納整理票の未作成について

沖縄県財務規則第50条第1項により、滞納整理票の作成を定めているにもかかわらず、滞納整理票を作成していないものが次のとおりとなっていた。

債権管理を適切に実行するためには、滞納者の状況を把握し、その内容を滞納整理票に記録する必要がある。

債権名	所管機関名
児童福祉施設負担金（障害）	障害保健福祉課
児童扶養手当返還金	青少年・児童家庭課
心身障害者扶養共済事業費負担金	障害保健福祉課
診療費個人負担分未収金（旧南部病院分）	県立病院課

(3) 催告の未実施について

催告を実施していないものが次のとおりとなっていた。

督促指定期日までに納付がない場合は、債務者に納付を促すため、速やかに文書・電話・訪問等による催告を行う必要がある。

債権名	所管機関名
児童扶養手当返還金	青少年・児童家庭課
心身障害者扶養共済事業費負担金	障害保健福祉課
県営住宅損害賠償金	住宅課
診療費個人負担分未収金（旧南部病院分）	県立病院課

(4) 債権管理マニュアルの未策定について

債権管理マニュアルを策定していないため、未収金の整理・回収の取り組みが不十分なものが次のとおりあった。

債権管理マニュアルを策定して、債権を適正に管理する必要がある。

債権名	所管機関名
心身障害者扶養共済事業費負担金	障害保健福祉課
県営住宅損害賠償金	住宅課

(5) 不納欠損処理の適正実施について

平成21年度末時点で消滅時効が完成している公法上の債権が次のとおりであった。

消滅時効が完成している公法上の債権については、収納の根拠がなく、徴収できないものであり、財産状態の適正な把握のため、速やかに不納欠損処理を行う必要がある。

債権名	所管機関名	消滅時効債権金額
児童扶養手当返還金	青少年・児童家庭課	84,773千円
児童福祉施設負担金	青少年・児童家庭課	16,337千円
児童福祉施設負担金（障害）	障害保健福祉課	52,789千円
自由貿易地域における建物使用料	企業立地推進課	13,043千円
	計	166,942千円

2 監査所見

(1) 未収金対策の目標設定及び組織的取組の強化について

未収金の整理・回収の具体的な目標を定めていないものが14事業(58%)あった。

未収金の整理・回収に適正に取り組むためには、債権管理に関する課題や問題点を踏まえた年次ごとの未収金の縮減額など、具体的な目標を設定する必要がある。

また、未収金対策については、既に設置されている「関係課未収金担当者会議」の充実強化を図るとともに、各部局においても、取組状況の把握や進行管理、ノウハウの共有等を行うための会議を設置し、組織的に取り組む必要がある。

(2) 債権管理事務に関する研修の充実について

債権管理に関する研修を行ったことがあるのは、平成19年度から平成21年度までの3年間に6事業(25%)と少ない状況であった。

債権管理の事務処理に当たっては、地方自治法、民法、商法、地方税法などに関する法令知識と債権管理の手法に関する実務的知識が必要である。

このため、債権管理に関する専門的・実務的な研修を定期的実施し、管理職も含めた債権管理事務に関する研修の充実を図る必要がある。

(3) 債権管理マニュアルの策定について

債権管理マニュアルを策定していないものが7事業(29%)あった。

督促、滞納処分等の債権管理事務を適時、適切に処理するためには、実務的な債権管理マニュアルの策定が必要であり、速やかに策定する必要がある。

また、策定されているもののうち7事業(29%)の所管機関は、現行のマニュアルの改善の必要性を認識しているが、見直しを行っていないので、見直しを行う必要がある。

(4) 滞納者の状況把握・滞納整理票の作成について

滞納者の調査を行っていないことや、滞納者の所在が不明であることなどから、滞納者の状況を把握していないものが9事業(37%)あり、また滞納整理票を作成していないものが4事業(17%)あるなど、滞納者の状況把握や記録が不十分な状況であった。

滞納者の滞納理由、資産、収入の状況等を適切に把握した上で、関係法令等に基づき、徴収手続きを行うことから、滞納整理票を詳細に作成する必要がある。

(5) 債権管理事務の民間委託について

未収金の件数が多い機関においては、事務の効率化や債権の回収促進を図るため、債権回収会社の活用を検討する必要がある。

なお、民間委託に当たっては、費用対効果を十分に検討する必要がある。

(6) 法的措置の検討について

今後の徴収対策については、滞納者の滞納理由、資産、収入の状況に応じて、次のような措置を十分検討の上、取り組んでいただきたい。

この場合において、公平性や専門性の観点から、債権の法的措置を協議する未収金対策委員会（仮称）の設置を各部局において検討していただきたい。

[強制徴収できない債権]

督促状を発し指定納期限を経過しても、履行されない未収金については、次のような措置をとる必要がある。

訴えの提起等には、議会の議決が必要となることに留意していただきたい。

- ① 履行させることが著しく困難または不相当であると認められる債権については、徴収停止（地方自治法施行令第171条の5）又は履行延期の特約等（地方自治法施行令第171条の6）の措置
- ② 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、担保処分、若しくは競売その他の担保権の実行、又は保証人に対する履行の請求の措置（地方自治法施行令第171条の2）
- ③ 強制執行に必要な債務名義のない債権については、支払督促（民事訴訟法第383条）、少額訴訟（民事訴訟法第368条）又は訴えの提起（民事訴訟法第133条）等による債務名義の取得
- ④ 強制執行認諾条項のある公正証書等債務名義のある債権については、強制執行の手続

[強制徴収できる債権]

- ⑤ 滞納者に財産があるにもかかわらず自主的な納付が望めない場合は、法令等の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により財産の差押え、換価・配当の手続きをとり、債権を回収する必要がある（地方自治法第231条の3）。

なお、滞納処分、徴収猶予、滞納処分の執行停止等を実施する場合には、地方税法及び個別法の規定を十分検討する必要がある。

第4 各未収金ごとの概要

1 土地貸付料及び延滞利息

① 債権の概要

本庁所管課	総務部管財課
事務担当所属	総務部管財課
根拠法令等	地方自治法第238条の5第1項、沖縄県普通財産貸付規程、沖縄防衛局と県の覚書
債権の分類	私法上の債権
消滅時効の期間	5年
概要	普通財産である土地の貸付料

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(土地貸付料)

(単位:千円、%)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額(a)	現	740,814	696,337	698,689	699,342	707,458
	過	54,657	59,600	65,003	65,496	71,872
	計	795,471	755,937	763,692	764,838	779,330
未収金額(b)	現	11,899	11,591	12,264	13,653	14,856
	過	47,701	53,412	53,232	58,220	58,721
	計	59,600	65,003	65,496	71,873	73,577
不納欠損額(c)	現	0	0	0	0	0
	過	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
未収率((b+c)/a)	現	1.6%	1.7%	1.8%	2.0%	2.1%
	過	87.3%	89.6%	81.9%	88.9%	81.7%
	計	7.5%	8.6%	8.6%	9.4%	9.4%

(注)「現」は現年度分、「過」は前年度以前からの過年度分のことをいう。

(延滞利息)

(単位:千円、%)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額(a)	現	2,369	3,033	5,556	40,088	3,583
	過	10,156	10,374	11,432	15,080	15,890
	計	12,525	13,407	16,988	55,168	19,473
未収金額(b)	現	719	1,276	3,899	1,415	2,709
	過	9,655	10,156	11,181	14,475	15,107
	計	10,374	11,432	15,080	15,890	17,816
不納欠損額(c)	現	0	0	0	0	0
	過	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
未収率((b+c)/a)	現	30.4%	42.1%	70.2%	3.5%	75.6%
	過	95.1%	97.9%	97.8%	96.0%	95.1%
	計	82.8%	85.3%	88.8%	28.8%	91.5%

イ 平成21年度末滞納者の滞納期間別内訳

(土地貸付料)

(単位:件、千円)

区分	10年以上	5年以上10年未満	3年以上5年未満	1年以上3年未満	1年未満	計
滞納件数	23	29	13	62	52	179
未収金額	17,995	26,270	8,991	15,906	4,415	73,577

(注)複数の滞納がある者は、最も古い未収金により区分する。

(延滞利息)

区分	10年以上	5年以上10年未満	3年以上5年未満	1年以上3年未満	1年未満	計
滞納件数	30	31	17	52	21	151
未収金額	7,488	3,346	802	5,381	799	17,816

ウ 平成21年度末滞納者の滞納理由内訳

(土地貸付料)

(単位:件、千円)

区分	納入意識の希薄	低所得、生活困窮、経営不振	破産、民事再生	死亡、解散、所在不明	不明	調査未実施	その他(調停中等)	計
滞納件数	13	121	0	30	15	0	0	179
未収金額	2,320	52,179	0	14,635	4,443	0	0	73,577

(注)「不明」は調査を実施しているが滞納者の応答がないため滞納理由を把握できていないものをいう。

(延滞利息)

区分	納入意識の希薄	低所得、生活困窮、経営不振	破産、民事再生	死亡、解散、所在不明	不明	調査未実施	その他(調停中等)	計
滞納件数	13	109	0	18	11	0	0	151
未収金額	20	13,340	0	1,857	2,599	0	0	17,816

2 児童福祉施設負担金

① 債権の概要

本庁所管課	福祉保健部 青少年・児童家庭課
事務担当所属	福祉保健部 青少年・児童家庭課
根拠法令等	児童福祉法第56条第2項、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担について(要綱)
債権の分類	強制徴収できる公法上の債権
消滅時効の期間	5年
概要	児童入所施設において、本人又はその扶養義務者からその負担能力に応じ、その費用の全額又は一部負担金

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位:千円、%)

区分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額(a)	現	9,404	11,134	12,036	11,331	9,822
	過	38,448	28,251	27,344	30,039	35,737
	計	47,852	39,385	39,380	41,370	45,559
未収金額(b)	現	4,352	5,265	7,074	6,224	4,887
	過	23,667	22,184	22,997	29,564	35,236
	計	28,019	27,449	30,071	35,788	40,123
不納欠損額(c)	現	0	0	0	0	0
	過	14,490	5,066	3,874	0	0
	計	14,490	5,066	3,874	0	0
未収率((b+c)/a)	現	46.3%	47.3%	58.8%	54.9%	49.8%
	過	99.2%	96.5%	98.3%	98.4%	98.6%
	計	88.8%	82.6%	86.2%	86.5%	88.1%

イ 平成21年度末滞納者の滞納期間別内訳

(単位:件、千円)

区分	10年以上	5年以上10年未満	3年以上5年未満	1年以上3年未満	1年未満	計
滞納件数	0	2,766	1,456	2,270	1,279	7,771
未収金額	0	13,730	8,754	12,752	4,887	40,123

ウ 平成21年度末滞納者の滞納理由内訳

(単位:件、千円)

区分	納入意識の希薄	低所得、生活困窮、経営不振	破産、民事再生	死亡、解散、所在不明	不明	調査未実施	その他(調停中等)	計
滞納件数	2,750	4,697	0	315	4	5	0	7,771
未収金額	11,546	26,087	0	1,683	247	560	0	40,123

3 児童扶養手当返還金

① 債権の概要

本庁所管課	福祉保健部 青少年・児童家庭課
事務担当所属	福祉保健部 青少年・児童家庭課
根拠法令等	児童扶養手当法、地方自治法
債権の分類	強制徴収できる公法上の債権
消滅時効の期間	5年
概要	受給者である母が婚姻したり、公的年金を受給したため、児童扶養手当の受給資格がなくなったにもかかわらず、届出がない、若しくは届出が遅れたため発生した過払いについての返還金。

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位:千円、%)

区分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額(a)	現	11,232	13,609	7,211	781	3,882
	過	149,403	94,075	99,533	101,974	102,692
	計	160,635	107,684	106,744	102,755	106,574
未収金額(b)	現	8,082	8,436	2,458	781	1,583
	過	85,993	91,097	99,516	101,911	102,539
	計	94,075	99,533	101,974	102,692	104,122
不納欠損額(c)	現	0	0	0	0	0
	過	63,321	0	0	0	0
	計	63,321	0	0	0	0
未収率((b+c)/a)	現	72.0%	62.0%	34.1%	100.0%	40.8%
	過	99.9%	96.8%	100.0%	99.9%	99.9%
	計	98.0%	92.4%	95.5%	99.9%	97.7%

イ 平成21年度末滞納者の滞納期間別内訳

(単位:件、千円)

区分	10年以上	5年以上10年未満	3年以上5年未満	1年以上3年未満	1年未満	計
滞納件数	1,021	1,283	535	240	10	3,089
未収金額	16,248	68,525	14,746	3,019	1,583	104,121

ウ 平成21年度末滞納者の滞納理由内訳

(単位:件、千円)

区分	納入意識の希薄	低所得、生活困窮、経営不振	破産、民事再生	死亡、解散、所在不明	不明	調査未実施	その他(調停中等)	計
滞納件数	0	0	0	0	0	3,089	0	3,089
未収金額	0	0	0	0	0	104,122	0	104,122

4 母子寡婦福祉資金貸付金償還金

① 債権の概要

本庁所管課	福祉保健部 青少年・児童家庭課
事務担当所属	福祉保健部 青少年・児童家庭課
根拠法令等	母子寡婦福祉法、民法
債権の分類	私法上の債権
消滅時効の期間	10年
概要	母子家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進することを目的として、修学資金をはじめとした13種類(寡婦は12種類)の資金からなる貸付制度

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位:千円、%)

区分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額(a)	現	146,289	158,589	159,206	157,738	160,273
	過	274,775	282,552	291,655	293,144	295,838
	計	421,064	441,141	450,861	450,882	456,111
未収金額(b)	現	39,257	40,091	38,949	36,693	35,386
	過	243,295	251,576	258,877	259,139	262,848
	計	282,552	291,667	297,826	295,832	298,234
不納欠損額(c)	現	0	0	0	0	0
	過	0	0	46,811	0	0
	計	0	0	46,811	0	0
未収率((b+c)/a)	現	26.8%	25.3%	24.5%	23.3%	22.1%
	過	88.5%	89.0%	104.8%	88.4%	88.8%
	計	67.1%	66.1%	76.4%	65.6%	65.4%

イ 平成21年度末滞納者の滞納期間別内訳

(単位:件、千円)

区分	10年以上	5年以上10年未満	3年以上5年未満	1年以上3年未満	1年未満	計
滞納件数	4,850	4,265	3,075	3,953	2,402	18,545
未収金額	117,805	50,193	40,033	54,856	35,348	298,235

ウ 平成21年度末滞納者の滞納理由内訳

(単位:件、千円)

区分	納入意識の希薄	低所得、生活困窮、経営不振	破産、民事再生	死亡、解散、所在不明	不明	調査未実施	その他(調停中等)	計
滞納件数	6,165	7,070	3,124	921	10	0	1,255	18,545
未収金額	94,477	118,847	46,247	19,682	143	0	18,838	298,234

5 児童福祉施設負担金(障害)

① 債権の概要

本庁所管課	福祉保健部 障害保健福祉課
事務担当所属	福祉保健部 中央児童相談所保護班、コザ児童相談所自立支援班
根拠法令等	児童福祉法第27条の3(児童の施設入所措置)、第49条の2(費用の弁償)、第56条(費用の徴収及び負担)
債権の分類	強制徴収できる公法上の債権
消滅時効の期間	5年
概要	児童福祉施設入所に要する費用を支弁した知事が、本人又はその扶養義務者からその負担能力に応じ、その費用の全部または一部を徴収する。

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位:千円、%)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額(a)	現	137,299	70,420	3,781	3,649	5,262
	過	148,521	113,587	109,400	96,753	94,595
	計	285,820	184,007	113,181	100,402	99,857
未収金額(b)	現	24,044	12,809	2,820	1,260	906
	過	85,602	101,076	93,932	95,460	93,943
	計	109,646	113,885	96,752	96,720	94,849
不納欠損額(c)	現	0	0	0	0	0
	過	58,752	7,039	8,843	0	0
	計	58,752	7,039	8,843	0	0
未収率((b+c)/a)	現	17.5%	18.2%	74.6%	34.5%	17.2%
	過	97.2%	95.2%	93.9%	98.7%	99.3%
	計	58.9%	65.7%	93.3%	96.3%	95.0%

イ 平成21年度未滞納者の滞納期間別内訳

(単位:件、千円)

区分	10年以上	5年以上10年未満	3年以上5年未満	1年以上3年未満	1年未満	計
滞納件数	0	2,562	1,493	198	86	4,339
未収金額	0	54,777	35,819	3,346	906	94,848

ウ 平成21年度未滞納者の滞納理由内訳

(単位:件、千円)

区分	納入意識の希薄	低所得、生活困窮、経営不振	破産、民事再生	死亡、解散、所在不明	不明	調査未実施	その他(調停中等)	計
滞納件数	1,233	3,092	0	0	0	14	0	4,339
未収金額	30,965	63,823	0	0	0	60	0	94,848

6 心身障害者扶養共済事業費負担金

① 債権の概要

本庁所管課	福祉保健部 障害保健福祉課
事務担当所属	福祉保健部 障害保健福祉課
根拠法令等	沖縄県心身障害者扶養共済制度条例、沖縄県心身障害者扶養共済制度条例施行規則
債権の分類	私法上の債権
消滅時効の期間	10年
概要	心身障害者扶養共済掛金：障害者の保護者が加入者となって毎月一定金額の掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度障害となった時に、障害者に毎月年金を支給する任意の共済制度における保護者が毎月納付すべき掛金。

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位:千円、%)

区分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額(a)	現	11,091	10,195	9,285	12,324	10,762
	過	15,839	15,946	16,108	16,747	17,517
	計	26,930	26,141	25,393	29,071	28,279
未収金額(b)	現	160	185	745	982	848
	過	15,785	15,923	16,002	16,535	17,082
	計	15,945	16,108	16,747	17,517	17,930
不納欠損額(c)	現	0	0	0	0	0
	過	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
未収率((b+c)/a)	現	1.4%	1.8%	8.0%	8.0%	7.9%
	過	99.7%	99.9%	99.3%	98.7%	97.5%
	計	59.2%	61.6%	66.0%	60.3%	63.4%

イ 平成21年度未滞納者の滞納期間別内訳

(単位:件、千円)

区分	10年以上	5年以上10年未満	3年以上5年未満	1年以上3年未満	1年未満	計
滞納件数	2,215	499	24	123	88	2,949
未収金額	12,710	2,970	114	1,287	849	17,930

ウ 平成21年度未滞納者の滞納理由内訳

(単位:件、千円)

区分	納入意識の希薄	低所得、生活困窮、経営不振	破産、民事再生	死亡、解散、所在不明	不明	調査未実施	その他(調停中等)	計
滞納件数	0	0	0	0	0	2,949	0	2,949
未収金額	0	0	0	0	0	17,930	0	17,930

7 高齢者居室整備資金貸付金償還金

① 債権の概要

本庁所管課	福祉保健部 高齢者福祉介護課
事務担当所属	(財)沖縄県老人クラブ連合会
根拠法令等	業務委託契約
債権の分類	私法上の債権
消滅時効の期間	10年
概要	65歳以上の高齢者の居室を整備し高齢者専用の居室を確保することによって家族の精神的・経済的な負担を軽減するため、昭和48年度から60年度まで行った貸付事業の償還金

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位:千円、%)

区分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額(a)	現	0	0	0	0	0
	過	18,674	18,458	18,401	18,330	18,253
	計	18,674	18,458	18,401	18,330	18,253
未収金額(b)	現	0	0	0	0	0
	過	18,458	18,401	18,330	18,253	18,187
	計	18,458	18,401	18,330	18,253	18,187
不納欠損額(c)	現	0	0	0	0	0
	過	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
未収率((b+c)/a)	現	0	0	0	0	0
	過	98.8%	99.7%	99.6%	99.6%	99.6%
	計	98.8%	99.7%	99.6%	99.6%	99.6%

イ 平成21年度末滞納者の滞納期間別内訳

(単位:件、千円)

区分	10年以上	5年以上10年未満	3年以上5年未満	1年以上3年未満	1年未満	計
滞納件数	3	0	0	0	0	3
未収金額	18,187	0	0	0	0	18,187

ウ 平成21年度末滞納者の滞納理由内訳

(単位:件、千円)

区分	納入意識の希薄	低所得、生活困窮、経営不振	破産、民事再生	死亡、解散、所在不明	不明	調査未実施	その他(調停中等)	計
滞納件数	0	3	0	0	0	0	0	3
未収金額	0	18,187	0	0	0	0	0	18,187

8 生活保護費返還金

① 債権の概要

本庁所管課	福祉保健部 福祉・援護課
事務担当所属	北部、中部、南部、宮古、八重山福祉保健所
根拠法令等	生活保護法第63号、77号、78号
債権の分類	強制徴収できない公法上の債権
消滅時効の期間	5年
概要	急迫の場合等において、資力があるにも関わらず生活保護を受けた場合や、年金の遡及受給等により収入が生じた被保護者に生活保護費を返還させるもの及び収入の未申告等不正な手段を講じた不正受給者から生活保護費を徴収するもの

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位:千円、%)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額(a)	現	36,692	36,789	34,766	58,437	114,988
	過	39,229	43,221	52,574	62,110	77,050
	計	75,921	80,010	87,340	120,547	192,038
未収金額(b)	現	8,264	11,785	11,059	20,669	55,465
	過	35,842	41,266	51,097	55,931	56,531
	計	44,106	53,051	62,156	76,600	111,996
不納欠損額(c)	現	0	0	0	0	0
	過	2,666	0	0	3,292	17,025
	計	2,666	0	0	3,292	17,025
未収率((b+c)/a)	現	22.5%	32.0%	31.8%	35.4%	48.2%
	過	98.2%	95.5%	97.2%	95.4%	95.5%
	計	61.6%	66.3%	71.2%	66.3%	67.2%

イ 平成21年度末滞納者の滞納期間別内訳

(単位:件、千円)

区分	10年以上	5年以上10年未満	3年以上5年未満	1年以上3年未満	1年未満	計
滞納件数	146	843	903	443	294	2629
未収金額	2,978	15,089	16,422	24,086	53,421	111,996

ウ 平成21年度末滞納者の滞納理由内訳

(単位:件、千円)

区分	納入意識の希薄	低所得、生活困窮、経営不振	破産、民事再生	死亡、解散、所在不明	不明	調査未実施	その他(調停中等)	計
滞納件数	82	2,328	0	40	0	179	0	2,629
未収金額	1,121	87,768	0	385	0	22,722	0	111,996

9 農業改良資金貸付金償還金及び違約金

① 債権の概要

本庁所管課	農林水産部 農政経済課
事務担当所属	農林水産部 農政経済課
根拠法令等	農業改良資金助成法、沖縄県農業改良資金貸付規則、沖縄県農業改良資金事務取扱要領
債権の分類	私法上の債権
消滅時効の期間	10年
概要	農業改良資金貸付金償還金：新たな農業部門の経営等にチャレンジする農業者等に貸し付けた資金を償還させるもの。

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位：千円、%)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額(a)	現	199,218	142,083	114,637	80,346	61,655
	過	492,965	536,971	573,542	582,325	566,333
	計	692,183	679,054	688,179	662,671	627,988
未収金額(b)	現	77,471	51,703	42,242	27,115	23,795
	過	459,500	521,839	540,083	539,218	519,361
	計	536,971	573,542	582,325	566,333	543,156
不納欠損額(c)	現	0	0	0	0	0
	過	0	0	0	0	5,976
	計	0	0	0	0	5,976
未収率((b+c)/a)	現	38.9%	36.4%	36.8%	33.7%	38.6%
	過	93.2%	97.2%	94.2%	92.6%	92.8%
	計	77.6%	84.5%	84.6%	85.5%	87.4%

(違約金)

(単位：千円、%)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額(a)	現	959	5,214	1,009	310	468
	過	85,057	84,419	83,815	83,588	83,436
	計	86,016	89,633	84,824	83,898	83,904
未収金額(b)	現	0	0	0	0	0
	過	84,419	83,815	83,588	83,436	83,436
	計	84,419	83,815	83,588	83,436	83,436
不納欠損額(c)	現	0	0	0	0	0
	過	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
未収率((b+c)/a)	現	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	過	99.2%	99.3%	99.7%	99.8%	100.0%
	計	98.1%	93.5%	98.5%	99.4%	99.4%

イ 平成21年度末滞納者の滞納期間別内訳

(単位:件、千円)

区分	10年以上	5年以上10年未満	3年以上5年未満	1年以上3年未満	1年未満	計
滞納件数	79	57	13	7	6	162
未収金額	193,774	292,160	35,337	14,320	7,566	543,157

(違約金)

区分	10年以上	5年以上10年未満	3年以上5年未満	1年以上3年未満	1年未満	計
滞納件数	117	9	0	0	0	126
未収金額	83,105	332	0	0	0	83,437

ウ 平成21年度末滞納者の滞納理由内訳

(単位:件、千円)

区分	納入意識の希薄	低所得、生活困窮、経営不振	破産、民事再生	死亡、解散、所在不明	不明	調査未実施	その他(調停中等)	計
滞納件数	11	126	5	20	0	0	0	162
未収金額	39,046	445,413	27,045	31,653	0	0	0	543,157

(違約金)

区分	納入意識の希薄	低所得、生活困窮、経営不振	破産、民事再生	死亡、解散、所在不明	不明	調査未実施	その他(調停中等)	計
滞納件数	5	108	1	12	0	0	0	126
未収金額	1,753	74,977	65	6,642	0	0	0	83,437

10 沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金償還金

① 債権の概要

本庁所管課	農林水産部 水産課
事務担当所属	農林水産部 水産課
根拠法令等	沿岸漁業改善資金助成法、沿岸業業改善資金助成法施行令、沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則、沖縄県沿岸漁業改善資金事務取扱要領
債権の分類	私法上の債権
消滅時効の期間	10年
概要	経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金を貸付した沿岸漁業に従事する者より貸付金を償還させるもの

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位:千円、%)

区分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額(a)	現	99,708	75,683	64,131	50,330	45,273
	過	87,934	85,602	88,933	93,120	95,682
	計	187,642	161,285	153,064	143,450	140,955
未収金額(b)	現	14,091	15,739	13,833	11,232	7,570
	過	71,511	73,194	79,287	84,450	82,315
	計	85,602	88,933	93,120	95,682	89,885
不納欠損額(c)	現	0	0	0	0	0
	過	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
未収率((b+c)/a)	現	14.1%	20.8%	21.6%	22.3%	16.7%
	過	81.3%	85.5%	89.2%	90.7%	86.0%
	計	45.6%	55.1%	60.8%	66.7%	63.8%

イ 平成21年度末滞納者の滞納期間別内訳

(単位:件、千円)

区分	10年以上	5年以上10年未満	3年以上5年未満	1年以上3年未満	1年未満	計
滞納件数	16	13	7	7	1	44
未収金額	27,215	44,566	7,764	10,039	301	89,885

ウ 平成21年度末滞納者の滞納理由内訳

(単位:件、千円)

区分	納入意識の希薄	低所得、生活困窮、経営不振	破産、民事再生	死亡、解散、所在不明	不明	調査未実施	その他(調停中等)	計
滞納件数	38	5	1	0	0	0	0	44
未収金額	80,826	7,745	1,314	0	0	0	0	89,885

11 林業改善資金貸付金償還金

① 債権の概要

本庁所管課	農林水産部 森林緑地課
事務担当所属	農林水産部 森林緑地課
根拠法令等	林業・木材産業改善資金助成法、沖縄県林業・木材産業改善資金貸付規則、 沖縄県林業・木材産業改善資金事務取扱要領
債権の分類	私法上の債権
消滅時効の期間	10年
概要	県では林業改善資金特別会計を設置し、林業従事者・木材産業事業者等が経営改善等のために行う取組等(施設整備)に対して無利子で貸付を行っており、この貸付に対する償還金

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位:千円、%)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額(a)	現	10,292	7,717	7,550	7,550	9,050
	過	48,026	47,415	47,742	47,195	47,195
	計	58,318	55,132	55,292	54,745	56,245
未収金額(b)	現	390	527	0	0	700
	過	47,025	47,215	47,195	47,195	47,195
	計	47,415	47,742	47,195	47,195	47,895
不納欠損額(c)	現	0	0	0	0	0
	過	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
未収率((b+c)/a)	現	3.8%	6.8%	0.0%	0.0%	7.7%
	過	97.9%	99.6%	98.9%	100.0%	100.0%
	計	81.3%	86.6%	85.4%	86.2%	85.2%

イ 平成21年度末滞納者の滞納期間別内訳

(単位:件、千円)

区分	10年以上	5年以上10年未満	3年以上5年未満	1年以上3年未満	1年未満	計
滞納件数	16	3	1	0	1	21
未収金額	33,015	11,920	2,260	0	700	47,895

ウ 平成21年度末滞納者の滞納理由内訳

(単位:件、千円)

区分	納入意識の希薄	低所得、生活困窮、経営不振	破産、民事再生	死亡、解散、所在不明	不明	調査未実施	その他(調停中等)	計
滞納件数	0	19	2	0	0	0	0	21
未収金額	0	44,605	3,290	0	0	0	0	47,895

12 中央卸売市場における光熱水費相当額未収金

① 債権の概要

本庁所管課	農林水産部 中央卸売市場
事務担当所属	農林水産部 中央卸売市場
根拠法令等	沖縄県中央卸売市場条例第76条第4項
債権の分類	私法上の債権
消滅時効の期間	10年
概要	収入未済となっている実費徴収金(電気料、水道料)は県の許可を受けて市場内で業務を行う業者(関連事業者)の使用する施設に係る電気料及び水道料である。各業者とも景気の低迷による価格競争及び消費者流通形態の変化(大型スーパーの台頭による小売商店の減少で、市場の関連商品売場の客足が減)等に伴う経営不振による資金繰り難のため未済となっている。

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位:千円、%)

区分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額(a)	現	68,518	69,686	66,762	72,249	68,472
	過	7,978	8,605	9,597	11,463	10,853
	計	76,496	78,291	76,359	83,712	79,325
未収金額(b)	現	1,216	1,198	1,933	1,108	0
	過	7,388	8,399	9,530	9,744	10,350
	計	8,604	9,597	11,463	10,852	10,350
不納欠損額(c)	現	0	0	0	0	0
	過	0	0	0	902	0
	計	0	0	0	902	0
未収率((b+c)/a)	現	1.8%	1.7%	2.9%	1.5%	0.0%
	過	92.6%	97.6%	99.3%	92.9%	95.4%
	計	11.2%	12.3%	15.0%	14.0%	13.0%

イ 平成21年度未滞納者の滞納期間別内訳

(単位:件、千円)

区分	10年以上	5年以上10年未満	3年以上5年未満	1年以上3年未満	1年未満	計
滞納件数	103	18	49	76	0	246
未収金額	5,951	882	1,558	1,958	0	10,349

ウ 平成21年度未滞納者の滞納理由内訳

(単位:件、千円)

区分	納入意識の希薄	低所得、生活困窮、経営不振	破産、民事再生	死亡、解散、所在不明	不明	調査未実施	その他(調停中等)	計
滞納件数	0	182	18	46	0	0	0	246
未収金額	0	8,251	882	1,216	0	0	0	10,349

13 小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金及び違約金・延納利息

① 債権の概要

本庁所管課	観光商工部 経営金融課
事務担当所属	観光商工部 経営金融課
根拠法令等	小規模企業者等設備導入資金助成法、沖縄県小規模企業者等設備導入資金貸付規則、(独)中小企業基盤整備機構法、沖縄県中小企業高度化資金貸付規則
債権の分類	私法上の債権
消滅時効の期間	5年
概要	①設備資金元利収入:小規模企業者等に対する設備(旧設備近代化)資金貸付事業の貸付金返済に係る元利収入 ②高度化資金元利収入:中小企業者等に対する高度化資金貸付事業の貸付金返済に係る元利収入

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(元利収入)

(単位:千円、%)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額(a)	現	942,153	1,636,373	909,578	703,385	1,294,811
	過	3,202,703	3,299,799	3,440,092	3,636,564	3,829,770
	計	4,144,856	4,936,172	4,349,670	4,339,949	5,124,581
未収金額(b)	現	262,752	287,580	271,495	380,132	401,224
	過	3,037,047	3,152,512	3,364,683	3,549,637	3,744,171
	計	3,299,799	3,440,092	3,636,178	3,929,769	4,145,395
不納欠損額(c)	現	0	0	0	0	0
	過	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
未収率((b+c)/a)	現	27.9%	17.6%	29.8%	54.0%	31.0%
	過	94.8%	95.5%	97.8%	97.6%	97.8%
	計	79.6%	69.7%	83.6%	90.5%	80.9%

(違約金及び延納利息)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額(a)	現	1,579	7,729	668	664	664
	過	64,832	61,702	61,559	61,559	61,559
	計	66,411	69,431	62,227	62,223	62,223
未収金額(b)	現	0	0	0	0	0
	過	61,702	61,559	61,559	61,559	61,529
	計	61,702	61,559	61,559	61,559	61,529
不納欠損額(c)	現	0	0	0	0	0
	過	2,999	0	0	0	0
	計	2,999	0	0	0	0
未収率((b+c)/a)	現	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	過	99.8%	99.8%	100.0%	100.0%	100.0%
	計	97.4%	88.7%	98.9%	98.9%	98.9%

イ 平成21年度末滞納者の滞納期間別内訳

(元利収入)

(単位:件、千円)

区分	10年以上	5年以上10年未満	3年以上5年未満	1年以上3年未満	1年未満	計
滞納件数	29	2	0	1	1	33
未収金額	3,701,331	266,839	0	52,138	125,087	4,145,395

(違約金及び延納利息)

区分	10年以上	5年以上10年未満	3年以上5年未満	1年以上3年未満	1年未満	計
滞納件数	22	1	0	0	0	23
未収金額	58,788	2,741	0	0	0	61,529

ウ 平成21年度末滞納者の滞納理由内訳

(元利収入)

(単位:件、千円)

区分	納入意識の希薄	低所得、生活困窮、経営不振	破産、民事再生	死亡、解散、所在不明	不明	調査未実施	その他(調停中等)	計
滞納件数	0	13	17	1	0	0	2	33
未収金額	0	3,060,599	808,275	21,239	0	0	255,282	4,145,395

(違約金及び延納利息)

区分	納入意識の希薄	低所得、生活困窮、経営不振	破産、民事再生	死亡、解散、所在不明	不明	調査未実施	その他(調停中等)	計
滞納件数	0	111	9	0	0	0	3	123
未収金額	0	10,079	46,531	0	0	0	4,919	61,529

14 自由貿易地域における光熱水費相当額未収金等

① 債権の概要

本庁所管課	観光商工部 企業立地推進課
事務担当所属	観光商工部 企業立地推進課
根拠法令等	沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内工場の設置及び管理に関する条例、沖縄県延滞金徴収条例
債権の分類	私法上の債権
消滅時効の期間	10年
概要	・過去に自由貿易地域に入居していた光熱水費利用分実費徴収未収金 ・不法占拠に係る使用料相当額損害金と代執行費用

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位:千円、%)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額(a)	現	73,545	81,371	86,138	94,188	76,533
	過	50,798	53,875	53,875	51,000	53,140
	計	124,343	135,246	140,013	145,188	129,673
未収金額(b)	現	3,103	0	0	2,367	0
	過	50,773	53,876	51,000	50,773	52,871
	計	53,876	53,876	51,000	53,140	52,871
不納欠損額(c)	現	0	0	0	0	0
	過	63,321	0	2,876	227	0
	計	63,321	0	2,876	227	0
未収率((b+c)/a)	現	4.2%	0.0%	0.0%	2.5%	0.0%
	過	224.6%	100.0%	100.0%	100.0%	99.5%
	計	94.3%	39.8%	38.5%	36.8%	40.8%

イ 平成21年度未滞納者の滞納期間別内訳

(単位:件、千円)

区分	10年以上	5年以上10年未満	3年以上5年未満	1年以上3年未満	1年未満	計
滞納件数	106	82	0	9	0	197
未収金額	12,553	38,220	0	2,098	0	52,871

ウ 平成21年度未滞納者の滞納理由内訳

(単位:件、千円)

区分	納入意識の希薄	低所得、生活困窮、経営不振	破産、民事再生	死亡、解散、所在不明	不明	調査未実施	その他(調停中等)	計
滞納件数	0	0	102	86	0	0	9	197
未収金額	0	0	29,476	21,297	0	0	2,098	52,871

15 自由貿易地域における建物使用料

① 債権の概要

本庁所管課	観光商工部 企業立地推進課
事務担当所属	観光商工部 企業立地推進課
根拠法令等	沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内工場の設置及び管理に関する条例、沖縄県延滞金徴収条例
債権の分類	強制できない公法上の債権
消滅時効の期間	5年
概要	過去に自由貿易地域に入居していた企業の使用料未収金

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位:千円、%)

区分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額(a)	現	115,349	119,365	126,746	139,152	114,252
	過	37,324	38,822	38,822	14,824	17,165
	計	152,673	158,187	165,568	153,976	131,417
未収金額(b)	現	1,498	0	0	3,323	
	過	37,324	38,822	14,824	13,842	0
	計	38,822	38,822	14,824	17,165	17,165
不納欠損額(c)	現	0	0	0	0	0
	過	0	0	23,998	982	0
	計	0	0	23,998	982	0
未収率((b+c)/a)	現	1.3%	0.0%	0.0%	2.4%	0.0%
	過	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
	計	25.4%	24.5%	23.4%	11.8%	13.1%

イ 平成21年度末滞納者の滞納期間別内訳

(単位:件、千円)

区分	10年以上	5年以上10年未満	3年以上5年未満	1年以上3年未満	1年未満	計
滞納件数	56	0	0	2	0	58
未収金額	13,842	0	0	3,323	0	17,165

ウ 平成21年度末滞納者の滞納理由内訳

(単位:件、千円)

区分	納入意識の希薄	低所得、生活困窮、経営不振	破産、民事再生	死亡、解散、所在不明	不明	調査未実施	その他(調停中等)	計
滞納件数	0	0	0	56	0	0	2	58
未収金額	0	0	0	13,842	0	0	3,323	17,165

16 賃貸工場施設使用料

① 債権の概要

本庁所管課	観光商工部 企業立地推進課
事務担当所属	観光商工部 企業立地推進課
根拠法令等	沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内工場の設置及び管理に関する条例、沖縄県延滞金徴収条例、沖縄特別自由貿易地域内工場施設使用料等の滞納事務処理要領
債権の分類	強制できない公法上の債権
消滅時効の期間	5年
概要	沖縄特別自由貿易地域内の賃貸工場施設使用料の収入未済額

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位:千円、%)

区分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額(a)	現	119,925	145,925	158,403	169,389	169,049
	過	37,093	36,443	36,423	38,270	16,670
	計	157,018	182,368	194,826	207,659	185,719
未収金額(b)	現	0	0	3,750	0	20,100
	過	36,443	36,423	34,520	16,670	16,670
	計	36,443	36,423	38,270	16,670	36,770
不納欠損額(c)	現	0	0	0	0	0
	過	0	0	1,893	21,600	0
	計	0	0	1,893	21,600	0
未収率((b+c)/a)	現	0.0%	0.0%	2.4%	0.0%	11.9%
	過	98.2%	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%
	計	23.2%	20.0%	20.6%	18.4%	19.8%

イ 平成21年度末滞納者の滞納期間別内訳

(単位:件、千円)

区分	10年以上	5年以上10年未満	3年以上5年未満	1年以上3年未満	1年未満	計
滞納件数	0	1	0	4	0	5
未収金額	0	12,920	0	23,850	0	36,770

ウ 平成21年度末滞納者の滞納理由内訳

(単位:件、千円)

区分	納入意識の希薄	低所得、生活困窮、経営不振	破産、民事再生	死亡、解散、所在不明	不明	調査未実施	その他(調停中等)	計
滞納件数	0	4	1	0	0	0	0	5
未収金額	0	24,770	12,000	0	0	0	0	36,770

17 県営住宅使用料

① 債権の概要

本庁所管課	土木建築部 住宅課
事務担当所属	土木建築部 住宅課
根拠法令等	公営住宅法、公営住宅法施行令、公営住宅施行規則、沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例、県営住宅家賃滞納整理事務処理要綱、県営住宅家賃債権管理マニュアル、家賃等未収金対策検討委員会設置要綱
債権の分類	私法上の債権
消滅時効の期間	5年(判決の場合10年)
概要	県営住宅の使用料

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位:千円、%)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額(a)	現	4,497,311	4,595,386	4,643,722	4,712,729	4,741,599
	過	869,893	856,912	814,568	759,506	734,331
	計	5,367,204	5,452,298	5,458,290	5,472,235	5,475,930
未収金額(b)	現	215,065	172,209	138,981	125,893	137,890
	過	641,879	642,359	620,525	608,438	603,780
	計	856,944	814,568	759,506	734,331	741,670
不納欠損額(c)	現	0	0	0	0	0
	過	0	9,407	7,551	1,782	0
	計	0	9,407	7,551	1,782	0
未収率((b+c)/a)	現	4.8%	3.7%	3.0%	2.7%	2.9%
	過	73.8%	76.1%	77.1%	80.3%	82.2%
	計	16.0%	15.1%	14.1%	13.5%	13.5%

イ 平成21年度未滞納者の滞納期間別内訳

(単位:件、千円)

区分	10年以上	5年以上10年未満	3年以上5年未満	1年以上3年未満	1年未満	計
滞納件数	10,455	6,391	2,109	2,068	5,964	26,987
未収金額	304,736	183,916	59,569	55,564	137,885	741,670

ウ 平成21年度未滞納者の滞納理由内訳

(単位:件、千円)

区分	納入意識の希薄	低所得、生活困窮、経営不振	破産、民事再生	死亡、解散、所在不明	不明	調査未実施	その他(調停中等)	計
滞納件数	0	0	0	0	0	26,987	0	26,987
未収金額	0	0	0	0	0	741,670	0	741,670

18 県営住宅駐車場使用料

① 債権の概要

本庁所管課	土木建築部 住宅課
事務担当所属	土木建築部 住宅課
根拠法令等	沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例、沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則
債権の分類	私法上の債権
消滅時効の期間	5年
概要	県が共同施設又は地区施設として整備した駐車場を使用する入居者から徴収するもの

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位:千円、%)

区分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額(a)	現	208,569	226,830	239,056	244,068	258,188
	過	25,209	24,572	25,620	26,138	26,265
	計	233,778	251,402	264,676	270,206	284,453
未収金額(b)	現	7,726	7,437	7,382	7,323	8,554
	過	16,845	18,183	18,756	18,641	18,800
	計	24,571	25,620	26,138	25,964	27,354
不納欠損額(c)	現	0	0	0	0	0
	過	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
未収率((b+c)/a)	現	3.7%	3.3%	3.1%	3.0%	3.3%
	過	66.8%	74.0%	73.2%	71.3%	71.6%
	計	10.5%	10.2%	9.9%	9.6%	9.6%

イ 平成21年度未滞納者の滞納期間別内訳

(単位:件、千円)

区分	10年以上	5年以上10年未満	3年以上5年未満	1年以上3年未満	1年未満	計
滞納件数	3,316	4,274	1,222	1,312	4,412	14,536
未収金額	5,952	7,862	2,394	2,592	8,554	27,354

ウ 平成21年度未滞納者の滞納理由内訳

(単位:件、千円)

区分	納入意識の希薄	低所得、生活困窮、経営不振	破産、民事再生	死亡、解散、所在不明	不明	調査未実施	その他(調停中等)	計
滞納件数	0	0	0	0	0	14,536	0	14,536
未収金額	0	0	0	0	0	27,354	0	27,354

19 県営住宅損害賠償金

① 債権の概要

本庁所管課	土木建築部 住宅課
事務担当所属	土木建築部 住宅課
根拠法令等	公営住宅法、沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例
債権の分類	私法上の債権
消滅時効の期間	5年(判決で確定した場合10年)
概要	県営住宅使用料(家賃)を滞納している者が、明渡請求を受けたにもかかわらず県営住宅を明渡さない場合に損害賠償金が発生する。

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位:千円、%)

区分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額(a)	現	0	0	0	0	0
	過	184,104	184,110	184,110	184,110	184,110
	計	184,104	184,110	184,110	184,110	184,110
未収金額(b)	現	0	0	0	0	0
	過	184,104	184,110	184,110	184,110	184,110
	計	184,104	184,110	184,110	184,110	184,110
不納欠損額(c)	現	0	0	0	0	0
	過	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
未収率((b+c)/a)	現	0	0	0	0	0
	過	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

イ 平成21年度未滞納者の滞納期間別内訳

(単位:件、千円)

区分	10年以上	5年以上10年未満	3年以上5年未満	1年以上3年未満	1年未満	計
滞納件数	329	0	1	0	0	330
未収金額	184,104	0	6	0	0	184,110

ウ 平成21年度未滞納者の滞納理由内訳

(単位:件、千円)

区分	納入意識の希薄	低所得、生活困窮、経営不振	破産、民事再生	死亡、解散、所在不明	不明	調査未実施	その他(調停中等)	計
滞納件数	0	0	0	0	0	330	0	330
未収金額	0	0	0	0	0	184,109	0	184,109

20 バス事業活性化資金貸付金償還金

① 債権の概要

本庁所管課	土木建築部 都市計画・モノレール課
事務担当所属	土木建築部 都市計画・モノレール課
根拠法令等	
債権の分類	私法上の債権
消滅時効の期間	5年
概要	平成6年1月に県・那覇市・バス事業者4社で締結した協定書に基づき、モノレール導入に伴うバス路線再編の実施を前提に、バス事業者にバス事業活性化資金を貸し付けた。貸付金はモノレール導入後、バス事業への影響に関し、県がバス事業者に対し支払う給付金を実質的な担保としていた。しかし、那覇交通(株)が履行義務であるバス路線再編を実施しなかったため、県は貸付金の一括償還請求を行ったが、那覇交通(株)は民事再生法の手続きにより破産宣告を受け、平成20年3月司法手続きが終結した。そのため現在は連帯保証人に対して督促を行っている。

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位:千円、%)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額(a)	現	0	0	0	0	0
	過	880,912	880,912	880,912	880,912	880,912
	計	880,912	880,912	880,912	880,912	880,912
未収金額(b)	現	0	0	0	0	0
	過	880,912	880,912	880,912	880,912	880,912
	計	880,912	880,912	880,912	880,912	880,912
不納欠損額(c)	現	0	0	0	0	0
	過	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
未収率((b+c)/a)	現	0	0	0	0	0
	過	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

イ 平成21年度末滞納者の滞納期間別内訳

(単位:件、千円)

区分	10年以上	5年以上10年未満	3年以上5年未満	1年以上3年未満	1年未満	計
滞納件数	0	1	0	0	0	1
未収金額	0	880,912	0	0	0	880,912

ウ 平成21年度末滞納者の滞納理由内訳

(単位:件、千円)

区分	納入意識の希薄	低所得、生活困窮、経営不振	破産、民事再生	死亡、解散、所在不明	不明	調査未実施	その他(調停中等)	計
滞納件数	0	1	0	0	0	0	0	1
未収金額	0	880,912	0	0	0	0	0	880,912

21 土地代過払い金の返還金

① 債権の概要

本庁所管課	土木建築部 道路管理課
事務担当所属	土木建築部 道路管理課
根拠法令等	民法
債権の分類	私法上の債権
消滅時効の期間	10年
概要	昭和58年2月12日に県が道路用地を買収した際に、登記簿上の土地の面積が誤っていたため、土地の代金が過大に支払われたが、これを民法第703条による不当利得として返還を求めている。

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位:千円、%)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額(a)	現	0	0	0	0	0
	過	12,541	12,541	12,541	12,541	12,541
	計	12,541	12,541	12,541	12,541	12,541
未収金額(b)	現	0	0	0	0	0
	過	12,541	12,541	12,541	12,541	12,541
	計	12,541	12,541	12,541	12,541	12,541
不納欠損額(c)	現	0	0	0	0	0
	過	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
未収率((b+c)/a)	現	0	0	0	0	0
	過	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

イ 平成21年度末滞納者の滞納期間別内訳

(単位:件、千円)

区分	10年以上	5年以上10年未満	3年以上5年未満	1年以上3年未満	1年未満	計
滞納件数	1	0	0	0	0	1
未収金額	12,541	0	0	0	0	12,541

ウ 平成21年度末滞納者の滞納理由内訳

(単位:件、千円)

区分	納入意識の希薄	低所得、生活困窮、経営不振	破産、民事再生	死亡、解散、所在不明	不明	調査未実施	その他(調停中等)	計
滞納件数	0	0	0	1	0	0	0	1
未収金額	0	0	0	12,541	0	0	0	12,541

22 土地明渡強制執行原因者負担未収金

① 債権の概要

本庁所管課	土木建築部 海岸防災課
事務担当所属	土木建築部 海岸防災課
根拠法令等	執行費用額確定処分
債権の分類	私法上の債権
消滅時効の期間	10年
概要	不法占拠者に対して行った土地明渡強制執行の費用額。

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位:千円、%)

区分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額(a)	現	0	0	0	0	51,774
	過	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	51,774
未収金額(b)	現	0	0	0	0	51,775
	過	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	51,775
不納欠損額(c)	現	0	0	0	0	0
	過	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
未収率((b+c)/a)	現	0	0	0	0	100.0%
	過	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	100.0%

イ 平成21年度末滞納者の滞納期間別内訳

(単位:件、千円)

区分	10年以上	5年以上10年未満	3年以上5年未満	1年以上3年未満	1年未満	計
滞納件数	0	0	0	0	4	4
未収金額	0	0	0	0	51,775	51,775

ウ 平成21年度末滞納者の滞納理由内訳

(単位:件、千円)

区分	納入意識の希薄	低所得、生活困窮、経営不振	破産、民事再生	死亡、解散、所在不明	不明	調査未実施	その他(調停中等)	計
滞納件数	0	2	0	0	2	0	0	4
未収金額	0	18,594	0	0	33,181	0	0	51,775

23 放置駐車車両違反金

① 債権の概要

本庁所管課	警察本部 交通部 交通指導課
事務担当所属	警察本部 交通部 交通指導課
根拠法令等	道路交通法違反第51条の4、沖縄県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則
債権の分類	強制徴収できる公法上の債権
消滅時効の期間	5年
概要	放置駐車違反について、運転手責任の追及ができない場合に、運行管理を行うべき立場にある車両の使用者に、公安委員会が放置違反金の納付を命ずる制度。

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位:千円、%)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額(a)	現	/	164,645	404,274	401,380	282,255
	過		0	0	71,082	108,386
	計		164,645	404,274	472,462	390,641
未収金額(b)	現		21,916	49,166	58,899	18,340
	過		0	0	49,487	67,573
	計		21,916	49,166	108,386	85,913
不納欠損額(c)	現		0	0	0	0
	過		0	0	0	0
	計		0	0	0	0
未収率((b+c)/a)	現		13.3%	12.2%	14.7%	6.5%
	過		0	0	69.6%	62.3%
	計		13.3%	12.2%	22.9%	22.0%

イ 平成21年度末滞納者の滞納期間別内訳

(単位:件、千円)

区分	10年以上	5年以上10年未満	3年以上5年未満	1年以上3年未満	1年未満	計
滞納件数	/	/	631	4,706	1,497	6,834
未収金額	/	/	8,156	59,417	18,340	85,913

ウ 平成21年度末滞納者の滞納理由内訳

(単位:件、千円)

区分	納入意識の希薄	低所得、生活困窮、経営不振	破産、民事再生	死亡、解散、所在不明	不明	調査未実施	その他(調停中等)	計
滞納件数	0	0	0	0	6,834	0	0	6,834
未収金額	0	0	0	0	85,913	0	0	85,913

24 診療費個人負担分未収金

(1) 旧県立南部病院に係る診療費個人負担分未収金

① 債権の概要

本庁所管課	病院事業局 県立病院課
事務担当所属	病院事業局 県立病院課
根拠法令等	地方公営企業法第21条、沖縄県病院事業の設置等に関する条例、沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程、沖縄県診療費個人負担分未収金対策要綱、沖縄県延滞金徴収条例、沖縄県財務規則、沖縄県病院事業局財務規程
債権の分類	私法上の債権
消滅時効の期間	3年
概要	医業未収金のうち個人負担分未収金(旧南部病院未収金)

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位:千円、%)

区分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額(a)	現	0	0	0		0
	過	0	0	0		0
	計	0	0	0	0	0
未収金額(b)	現	0	0	0		0
	過	0	30,518	29,990	29,721	29,687
	計	0	30,518	29,990	29,721	29,687
不納欠損額(c)	現	0	0	0	0	0
	過	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
未収率((b+c)/a)	現	0	0	0	0	0
	過	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0

イ 平成21年度未滞納者の滞納期間別内訳

(単位:件、千円)

区分	10年以上	5年以上10年未満	3年以上5年未満	1年以上3年未満	1年未満	計
滞納件数	55	242	154	0	0	451
未収金額	8,269	14,548	6,870	0	0	29,687

ウ 平成21年度未滞納者の滞納理由内訳

(単位:件、千円)

区分	納入意識の希薄	低所得、生活困窮、経営不振	破産、民事再生	死亡、解散、所在不明	不明	調査未実施	その他(調停中等)	計
滞納件数	232	101	0	62	49	0	7	451
未収金額	15,291	9,161	0	2,945	1,396	0	894	29,687

(2) 診療費個人負担分未収金(北部病院)

① 債権の概要

本庁所管課	県立北部病院 経営課
事務担当所属	県立北部病院 経営課
根拠法令等	地方公営企業法第21条、沖縄県病院事業の設置等に関する条例、沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程、沖縄県診療費個人負担分未収金対策要綱、沖縄県延滞金徴収条例、沖縄県財務規則、沖縄県病院事業局財務規程
債権の分類	私法上の債権
消滅時効の期間	3年
概要	当院で診療を受け、診療日、退院日及び定期請求の納入期限の日までに納入されなかった個人負担分診療費

② 債権の状況

ア. 未収金額等の推移

(単位:千円、%)

区分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額(a)	現	413,974	813,460	689,783	686,519	670,665
	過	0	0	0		0
	計	413,974	813,460	689,783	686,519	670,665
未収金額(b)	現	99,680	88,151	63,717	64,517	49,968
	過	180,913	187,039	198,686	210,693	239,705
	計	280,593	275,190	262,403	275,210	289,673
不納欠損額(c)	現	0	0	0	0	0
	過	2,683	1,054	0	0	0
	計	2,683	1,054	0	0	0
未収率((b+c)/a)	現	24.1%	10.8%	9.2%	9.4%	7.5%
	過	0	0	0	0	0
	計	68.4%	34.0%	38.0%	40.1%	43.2%

イ 平成21年度未滞納者の滞納期間別内訳

(単位:件、千円)

区分	10年以上	5年以上10年未満	3年以上5年未満	1年以上3年未満	1年未満	計
滞納件数	567	2786	1310	2091	2169	8923
未収金額	27,732	113,799	37,358	60,816	49,968	289,673

ウ 平成21年度未滞納者の滞納理由内訳

(単位:件、千円)

区分	納入意識の希薄	低所得、生活困窮、経営不振	破産、民事再生	死亡、解散、所在不明	不明	調査未実施	その他(調停中等)	計
滞納件数	2,494	2,754	0	473	341	689	0	6,751
未収金額	107,013	118,186	0	20,296	14,632	29,546	0	289,673

(3) 診療費個人負担分未収金(中部病院)

① 債権の概要

本庁所管課	県立中部病院 経営課
事務担当所属	県立中部病院 経営課
根拠法令等	地方公営企業法第21条、沖縄県病院事業の設置等に関する条例、沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程、沖縄県診療費個人負担分未収金対策要綱、沖縄県延滞金徴収条例、沖縄県財務規則、沖縄県病院事業局財務規程
債権の分類	私法上の債権
消滅時効の期間	3年
概要	当院で診療を受け、診療日、退院日及び定期請求の納入期限の日までに納入されなかった個人負担分診療費

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位:千円、%)

区分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額(a)	現	2,039,898	1,959,321	1,785,568	1,783,027	1,470,061
	過	0	0	0	0	0
	計	2,039,898	1,959,321	1,785,568	1,783,027	1,470,061
未収金額(b)	現	314,394	300,797	182,293	145,701	127,876
	過	322,902	372,912	426,652	473,365	497,523
	計	637,296	673,709	608,945	619,066	625,399
不納欠損額(c)	現	0	0	0	0	0
	過	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
未収率((b+c)/a)	現	15.4%	15.4%	10.2%	8.2%	8.7%
	過	0	0	0	0	0
	計	31.2%	34.4%	34.1%	34.7%	42.5%

イ 平成21年度末滞納者の滞納期間別内訳

(単位:件、千円)

区分	10年以上	5年以上10年未満	3年以上5年未満	1年以上3年未満	1年未満	計
滞納件数	274	4,286	2,844	2,837	3,114	13,355
未収金額	27,486	247,014	110,121	112,902	127,876	625,399

ウ 平成21年度末滞納者の滞納理由内訳

(単位:件、千円)

区分	納入意識の希薄	低所得、生活困窮、経営不振	破産、民事再生	死亡、解散、所在不明	不明	調査未実施	その他(調停中等)	計
滞納件数	7,505	3,519	132	487	279	895	538	13,355
未収金額	260,175	210,329	4,321	44,712	14,955	53,622	37,285	625,399

(4) 診療費個人負担分未収金(南部医療センター・こども医療センター)

① 債権の概要

本庁所管課	県立南部医療センター・こども医療センター 経営課
事務担当所属	県立南部医療センター・こども医療センター 経営課
根拠法令等	地方公営企業法第21条、沖縄県病院事業の設置等に関する条例、沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程、沖縄県診療費個人負担分未収金対策要綱、沖縄県延滞金徴収条例、沖縄県財務規則、沖縄県病院事業局財務規程
債権の分類	私法上の債権
消滅時効の期間	3年
概要	当院で診療を受け、診療日、退院日及び定期請求の納入期限の日までに納入されなかった個人負担分診療費

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位:千円、%)

区分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額(a)	現	430,794	690,685	742,808	631,681	639,742
	過	0	0	0	0	0
	計	430,794	690,685	742,808	631,681	639,742
未収金額(b)	現	77,815	152,831	140,706	106,993	92,542
	過	186,632	202,549	226,120	252,015	266,195
	計	264,447	355,380	366,826	359,008	358,737
不納欠損額(c)	現	0	0	0	0	0
	過	0	1,668	1,469	0	1,167
	計	0	1,668	1,469	0	1,167
未収率((b+c)/a)	現	18.1%	22.1%	18.9%	16.9%	14.5%
	過	0	0	0	0	0
	計	61.4%	51.7%	49.6%	56.8%	56.3%

イ 平成21年度末滞納者の滞納期間別内訳

(単位:件、千円)

区分	10年以上	5年以上10年未満	3年以上5年未満	1年以上3年未満	1年未満	計
滞納件数	558	3,057	1,227	2,124	2,934	9,900
未収金額	37,503	120,760	43,366	64,566	92,542	358,737

ウ 平成21年度末滞納者の滞納理由内訳

(単位:件、千円)

区分	納入意識の希薄	低所得、生活困窮、経営不振	破産、民事再生	死亡、解散、所在不明	不明	調査未実施	その他(調停中等)	計
滞納件数	1,163	6,827	0	476	0	0	1,434	9,900
未収金額	73,837	216,220	0	12,347	0	0	56,333	358,737

(5) 診療費個人負担分未収金(宮古病院)

① 債権の概要

本庁所管課	県立宮古病院 経営課
事務担当所属	県立宮古病院 経営課
根拠法令等	地方公営企業法第21条、沖縄県病院事業の設置等に関する条例、沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程、沖縄県診療費個人負担分未収金対策要綱、沖縄県延滞金徴収条例、沖縄県財務規則、沖縄県病院事業局財務規程
債権の分類	私法上の債権
消滅時効の期間	3年
概要	当院で診療を受け、診療日、退院日及び定期請求の納入期限の日までに納入されなかった個人負担分診療費

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位:千円、%)

区分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額(a)	現	593,230	606,457	532,101	553,483	522,918
	過	0	0	0	0	0
	計	593,230	606,457	532,101	553,483	522,918
未収金額(b)	現	86,645	107,354	50,631	58,433	47,172
	過	107,970	121,945	148,512	167,423	185,315
	計	194,615	229,299	199,143	225,856	232,487
不納欠損額(c)	現	0	0	0	0	0
	過	0	517	0	0	0
	計	0	517	0	0	0
未収率((b+c)/a)	現	14.6%	17.7%	9.5%	10.6%	9.0%
	過	0	0	0	0	0
	計	32.8%	37.9%	37.4%	40.8%	44.5%

イ 平成21年度末滞納者の滞納期間別内訳

(単位:件、千円)

区分	10年以上	5年以上10年未満	3年以上5年未満	1年以上3年未満	1年未満	計
滞納件数	271	2,021	1,157	1,831	1,716	6,996
未収金額	9,575	80,526	33,017	53,485	55,884	232,487

ウ 平成21年度末滞納者の滞納理由内訳

(単位:件、千円)

区分	納入意識の希薄	低所得、生活困窮、経営不振	破産、民事再生	死亡、解散、所在不明	不明	調査未実施	その他(調停中等)	計
滞納件数	148	5,068	412	263	398	707	0	6,996
未収金額	1,313	155,478	26,412	16,889	11,788	20,607	0	232,487

(6) 診療費個人負担分未収金(八重山病院)

① 債権の概要

本庁所管課	県立八重山病院 経営課
事務担当所属	県立八重山病院 経営課
根拠法令等	地方公営企業法第21条、沖縄県病院事業の設置等に関する条例、沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程、沖縄県診療費個人負担分未収金対策要綱、沖縄県延滞金徴収条例、沖縄県財務規則、沖縄県病院事業局財務規程
債権の分類	私法上の債権
消滅時効の期間	3年
概要	当院で診療を受け、診療日、退院日及び定期請求の納入期限の日までに納入されなかった個人負担分診療費

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位:千円、%)

区分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額(a)	現	660,175	774,932	771,920	749,090	745,994
	過	0	0	0	0	0
	計	660,175	774,932	771,920	749,090	745,994
未収金額(b)	現	49,545	57,187	47,446	39,451	66,760
	過	168,136	173,320	190,884	205,561	210,864
	計	217,681	230,507	238,330	245,012	277,624
不納欠損額(c)	現	0	0	0	0	0
	過	0	265	0	576	0
	計	0	265	0	576	0
未収率((b+c)/a)	現	7.5%	7.4%	6.1%	5.3%	8.9%
	過	0	0	0	0	0
	計	33.0%	29.8%	30.9%	32.8%	37.2%

イ 平成21年度末滞納者の滞納期間別内訳

(単位:件、千円)

区分	10年以上	5年以上10年未満	3年以上5年未満	1年以上3年未満	1年未満	計
滞納件数	377	2,524	1,399	1,251	1,529	7,080
未収金額	23,131	105,893	42,010	39,830	66,760	277,624

ウ 平成21年度末滞納者の滞納理由内訳

(単位:件、千円)

区分	納入意識の希薄	低所得、生活困窮、経営不振	破産、民事再生	死亡、解散、所在不明	不明	調査未実施	その他(調停中等)	計
滞納件数	2,178	1,663	13	1,528	891	807	0	7,080
未収金額	129,005	24,789	1,243	59,095	15,788	47,704	0	277,624

(7) 診療費個人負担分未収金(精和病院)

① 債権の概要

本庁所管課	県立精和病院 経営課
事務担当所属	県立精和病院 経営課
根拠法令等	地方公営企業法第21条、沖縄県病院事業の設置等に関する条例、沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程、沖縄県診療費個人負担分未収金対策要綱、沖縄県延滞金徴収条例、沖縄県財務規則、沖縄県病院事業局財務規程
債権の分類	私法上の債権
消滅時効の期間	3年
概要	当院で診療を受け、診療日、退院日及び定期請求の納入期限の日までに納入されなかった個人負担分診療費

② 債権の状況

ア 未収金額等の推移

(単位:千円、%)

区分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額(a)	現	195,429	168,428	105,945	99,727	95,579
	過	0	0	0	0	0
	計	195,429	168,428	105,945	99,727	95,579
未収金額(b)	現	40,882	38,983	13,156	14,347	11,006
	過	30,524	28,582	26,847	26,898	27,215
	計	71,406	67,565	40,003	41,245	38,221
不納欠損額(c)	現	0	0	0	0	0
	過	0	0	0	30	0
	計	0	0	0	30	0
未収率((b+c)/a)	現	20.9%	23.1%	12.4%	14.4%	11.5%
	過	0	0	0	0	0
	計	36.5%	40.1%	37.8%	41.4%	40.0%

イ 平成21年度末滞納者の滞納期間別内訳

(単位:件、千円)

区分	10年以上	5年以上10年未満	3年以上5年未満	1年以上3年未満	1年未満	計
滞納件数	51	25	8	24	215	323
未収金額	21,204	2,653	685	2,988	10,691	38,221

ウ 平成21年度末滞納者の滞納理由内訳

(単位:件、千円)

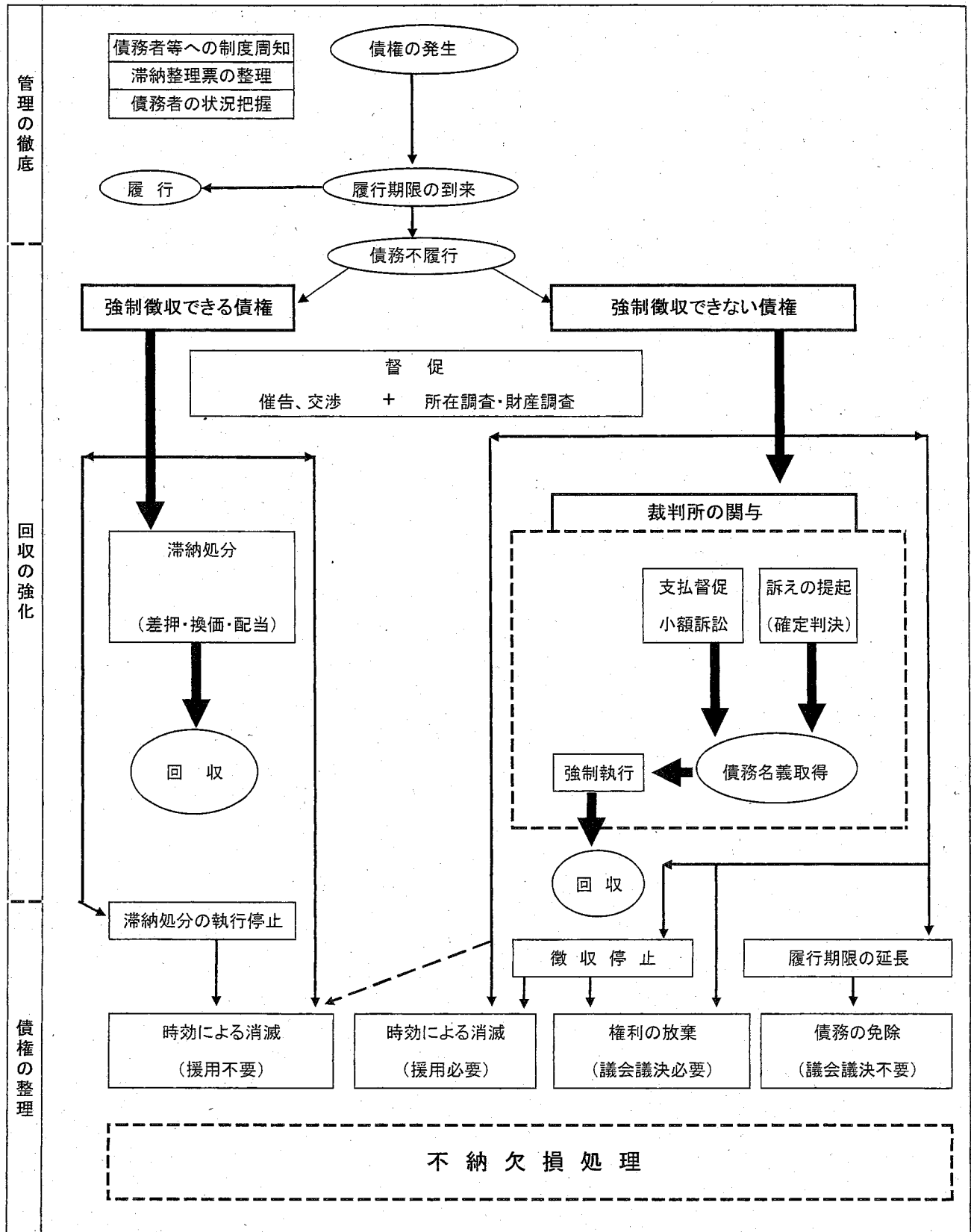
区分	納入意識の希薄	低所得、生活困窮、経営不振	破産、民事再生	死亡、解散、所在不明	不明	調査未実施	その他(調停中等)	計
滞納件数	14	289	0	10	10	0	0	323
未収金額	4,942	31,214	0	1,159	906	0	0	38,221

《 参 考 》

《参考》

1 債権管理事務フロー図

債権管理に係る主な事務の流れは次のとおりである。



《用語の説明》

未収金

地方公共団体の金銭の給付を目的とする権利を債権という(地方自治法第240条第1項)。

この場合、公法上の収入金(地方税、分担金、使用料、手数料)に係る債権、私法上の収入金(物件の売払代金、貸付料等)に係る債権を問わず、およそ地方公共団体以外の者に対して金銭の給付を請求しうる全ての権利を包含するものとされている。

この金銭債権のうち、履行期限を過ぎても履行がない債権を未収金という。

前頁「債権管理事務フロー図」に記載している主な用語について、下記により説明する。

(1) 回収の強化

① 督促

・ 履行期限(納期限)までに履行(納付)しない者があるときは、期日を指定して督促しなければならない。

督促がなされない限り滞納処分の手続に入ることはできない。

・ 最初の督促には時効中断の効力があり、その効力は民法第97条の規定により、督促状が相手方に到達した時から生じることとなる。このため、債務者が居所不明の場合等には、公示送達の方法により督促すること。

※ 地方自治法第231条の3、同法第236条第4項、地方自治法施行令第171条、
沖縄県財務規則第50条、民法第97条、同法第98条

② 催告、交渉

・ 督促指定期日までに納付がない場合は、債務者に履行(納付)を促すため、速やかに文書・電話・訪問等による催告(口頭や請求書による裁判所外の履行の請求)及び、交渉に着手すること。交渉は、文書だけでなく、電話・訪問等を併用し、債務者に対して意思が明確に伝わるよう、効果的な手法を選択して行なうこと。

・ 債務者との交渉は、今までの経過を十分理解してあたる必要があるとあり、確認項目をマニュアル等で整理しておくとともに、交渉経過を必ず記録し保存すること。

交渉は、債務者の履行意思を確認し、財産調査の結果により、滞納処分停止、免除するかの見極めをするためにも、極めて重要な手段となる。

- ・ 強制徴収できない債権は、回収の前提となる財産調査について法令上の制約が多いことから、交渉の初期段階において、住所、勤務先、取引金融機関や保有財産等を再確認するとともに、可能な範囲で、債務者から確定申告書の写し等を提出させるなど、情報収集に努めること。

- ・ 連帯保証人を設定している場合は、債務者への催告と同時に連帯保証人に対する請求を行うこと。

【分割納付】

- ・ 一括納付が困難、あるいは貸付金等で月々の返済額の納付が困難であるとの申出がある債務者に対しては、納税証明書や決算書類等を提出させ、債務者の生活状況や納付資力を調査し、回収の実効性を高める観点からやむを得ないと認められる場合には、分割納付の措置をとることができる債権がある。

- ・ 分割納付を認める際には、消滅時効の中断事由である民法第147条の「承認」を兼ねた「債務承認及び分割納付誓約書」を提出させることとし、その文面には、「分割納付が不履行となった場合は、当然に期限の利益を喪失し、直ちに債務を返済しなければならない」旨の期限の利益の喪失についての文言を挿入することにより、滞納額全額を対象に滞納処分等が可能な状態にしておくことなど、確実に債権が回収できるような措置を講じることが望ましい。

※ 民法第147条、同法第153条

③ 所在調査・財産調査

【所在調査】

- ・ 住所変更届出をしない滞納者もいることから、所在不明となり連絡をとれなくなることを防ぐため、催告交渉の早い段階で滞納者の住民票を入手するとともに勤務先などの連絡先を把握しておくこと。
- ・ 債務者が法人の場合は、商業登記簿謄本を取得し、法人の所在地・代表者等の基礎情報を把握するなど、内容の変更や解散の有無等を、適宜、確認すること。

【財産調査】

- ・ 強制執行等の手続に着手するのか徴収停止を行うのか等の判断を行うには、債務者の財産の状況を把握する必要がある。個々の債権の内容や債務者の状況に応じて異なるが、財産調査の時期は、滞納(債務不履行)から6ヶ月以内を目安に行うこと。
- ・ 強制徴収できる債権とそれ以外の債権とでは、財産調査のできる範囲・手法等に違いがある。

強制徴収できる債権の場合は、国税徴収法の規定が準用されることから、預貯金・生命保険、保証金等の調査を行うこと。

強制徴収できない債権の場合は、土地建物登記簿謄本や自動車登録事項証明書等の一部を除き、預貯金等金融機関調査や敷金・保証金等その他債権に関する財産調査について、法令上、弁護士もしくは、法務大臣の許可を受けた債権管理回収業者以外の者は行えないので注意すること。

※ 国税徴収法第141条

④ 強制徴収、強制執行等

- ・ 徴収停止や履行期限の延長その他特別の事情がある場合を除き、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないとき、再三の催告にも応じないとき、分割納付の約束を不履行としたときなどは、強制執行等の手続をとる。
- ・ 特に、分割納付を約した者が分割納付を怠った場合は、滞納処分又は強制執行等の手続を検討すること。

【強制徴収】

- ・ 強制徴収できる債権については、滞納者に財産があるにもかかわらず自主的な納付が望めないときは、法令等に基づく財産の差押え、換価・配当の手続を行うこと。

【強制執行等】

- ・ 強制徴収できない債権については、以下の手続を行うこと。
- ・ 強制執行等の手続を円滑に行うため、対象選定の考え方や弁護士等による支援、執行の手法等について検討をすすめる。

<担保権の実行>

- ・ 担保の付されている債権又は保証人の保証がある債権は、担保の処分、もしくは競売その他の担保権の実行、又は保証人に対して履行を請求すること。

<支払督促・訴訟手続>

- ・ 担保・保証人のない債権及び強制執行に必要な債務名義(裁判所の確定判決等、債権について強制執行できると国が認めたことを証明する文書)のない債権については、裁判所に対し、支払督促の申立等により債務者への履行を請求するとともに、納付なき場合は、裁判所の訴訟手続を経て債務名義を取得し、強制執行の手続に着手すること。

支払督促の申立に際しては、債務者の所在を確実に把握するとともに、強制執行に至る場合を想定し、対象財産を把握しておくこと。

- ・ なお、支払督促の申立は議会の議決を要しないが、支払督促の申立に対して、債務者から督促異議の申立てがあり、民事訴訟法の規定により、訴えの提起があったものとみなされる場合においては、議会の議決が必要となる。

<少額訴訟>

・ 少額訴訟制度とは、60万円以下の金銭の支払いを求める訴えについて、その額に見合った少ない費用と時間で紛争を解決する訴訟制度。

各地の簡易裁判所において裁判が行われ、原則としてその日のうちに審理を終え、判決が出される（平均して1～2時間程度。ただし訴えを提起してから実際の審理が行われる日までは、平均して40日ほどかかる）。通常の訴訟と異なり、簡易迅速な解決を図るために特別な手続が用意されている。

<強制執行>

・ 上述の訴訟手続等で債務名義を取得した債権や、既に、強制執行認諾約款付公正証書など債務名義のある債権については、民事上の強制執行の手続を行うこと。

※ 地方自治法第231条の3、地方自治法施行令第171条の2、民事訴訟法第133、条同法第368条、同法第383条、同法第391条

⑤ 効果的・効率的な回収に向けた今後の検討

・ 現在、農業改良資金貸付金や診療費個人負担分等において、回収業務民間委託(サービサー)に取り組んでいるところであるが、今後、「債権管理回収業に関する特別措置法」の動向を踏まえつつ、その他の債権の管理・回収の民間委託化についても検討をすすめる。

(2) 債権の整理

債務者が財産を有していない場合や、有していても、状況によっては、強制執行等の行使に見合う効果が期待できないものがある。また、所在不明等の理由により、長期間にわたって処理できていないものもある。

誠実に債務を履行している県民との公平性の観点から、強制執行等の手続をすすめるなど、徴収強化の取り組みを原則とするが、状況によっては、債務者の資産状況、徴収や訴訟手続きにかかるコスト等を慎重に考慮したうえで、債権の整理の手続を検討すること。

① 徴収停止

・ 強制徴収により徴収できない債権で、履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されない債権については、地方自治法施行令に規定する事由に該当し、かつ、その債権を履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後当該債権の保全及び取立てをしないことができる。

・ 徴収停止は債権の消滅にはならず、債権を消滅させるには、権利の放棄の措置をとるか、時効によらなければならない。また、徴収停止期間中も時効は進行していることから、債務者の所在や財産状況等を捕捉するなどし、一定期間状

況を見て、徴収か整理かの見極めを行うこと。

・ 強制徴収により徴収できる債権は、滞納処分の執行停止により、一定期間経過後に消滅する。

※ 地方自治法施行令第171条の5、地方税法第15条の7、沖縄県財務規則第185条

② 履行期限の延長の特約

・ 強制徴収できない債権について、債務者が無資力又はこれに近い状況であるなど、地方自治法施行令に規定する場合に該当するときは、履行期限の延長をすることができる。

その際、債務者が故意に財産を隠蔽した等、一定の場合には当該債権の期限の利益を失わせしめる条件を附した公正証書(契約の成立や一定の事実を、公証人が実際に体験したり、または当事者から聞いて作成する文書)を作成するなど、直ちに債務名義とすることができるようにしておくこと。

※ 地方自治法施行令第171条の6、地方税法第15条、同法第15条の5、沖縄県財務規則第186条

③ 債務の免除

・ 履行期限の延長の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ弁済する見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

・ 第三者に対する貸付を目的とする貸付金に係る債権で、当該第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて履行延期の特約をしたものについても、同じように、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件にして、当該債権及びこれに係る損害賠償金を免除することができる。

・ これらの免除については、議会の議決は要しない。

※ 地方自治法施行令第171条の7、沖縄県財務規則第187条

④ 権利の放棄

・ 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄することについては、議会の議決を要する。

・ 地方自治法施行令に基づく「債務の免除」、条例で貸付金につき一定の条件のもとに返還義務を免除している場合、時効により権利が消滅する場合を除き、権利を消滅させるには、権利の放棄の議決が必要である。

・ 債権管理については、債権を確実に確保するため、法的処理を含めた回収の取組みを徹底することが基本であるが、著しい生活困窮の状態にあるなど、法令に規定する要件に該当する場合には、債務者の資産状況や債権管理に要する費用等も鑑み、徴収停止等の措置をとる必要がある。

・ しかし、そのような措置をとってもなお、債務者が将来においても資力の回復

が困難と認められるとき、破産法その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき、所在調査を行っても債務者や保証人が所在不明で時効が経過しているときなどについては、当該債権及び損害賠償金等の放棄について検討すること。

- ・ なお、権利の放棄のための要件などについては、別途検討をすすめる。

※ 地方自治法第96条第1項第10項、破産法第253条第1項

⑤ 時効による消滅

- ・ 地方自治法の規定により、他の法律に定めがあるものを除くほか、債権不行使の状態が5年間継続する場合は、時効により消滅する。
- ・ その他一般の債権、商事債権によって、民法や商法等の時効が適用され、その消滅には時効の援用が必要である。

※ 地方自治法第236条、民法第167条～第174条の2、商法第522条 等

2 債権管理事務の区分

監査対象未収金に対応する債権管理事務の区分は次のとおりである。

	強制徴収できる債権	強制徴収できない債権	
	分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の歳入(公法上の債権)	左記以外の使用料その他の歳入(公法上の債権)	貸付金償還金、財産収入など(私法上の債権)
債権発生	処分や法令等の定める一定の事実行為に基づいて発生する。		契約、不法行為等により発生する。
① 滞納整理票への記載	沖縄県財務規則第50条		
② 調定及び納入通知	法第231条、令第154条、沖縄県財務規則第35条及び第37条		
③ 督促	法第231条の3第1項その他個別法の規定、沖縄県財務規則第50条		令第171条
④ 延滞金・遅延利息等	法第231条の3第1項その他個別法の規定に基づき、条例の定めるところにより延滞金を徴収		契約の定めにより遅延利息・違約金を徴収
⑤ 滞納者の状況把握及び催告	法第231条の3第3項、第240条第2項		
⑥ 時効中断措置	法第236条第3項・第4項、民法第147条など		
⑦ 滞納処分・強制執行等	法第231条の3第3項その他個別法の規定に基づき、地方税等滞納処分の例により差押え・換価等を行う。	令第171条の2の規定に基づき、担保権の実行、強制執行手続開始の申立て等を行う。	
⑧ 滞納処分の停止・徴収停止	地方税法等に定める事由がある場合に滞納処分を停止することができる。	令第171条の5に定める事由がある場合に以後債権の保全及び取立てをしないことができる。	
⑨ 履行延期の特約等及び免除			令第171条の6に定める事由がある場合に履行延期の特約等を行うことができる。令第171条の7の規定により履行延期の特約等をした債権のうち特定のものを免除することができる。
⑥ 時効	法第236条(援用は不要)		民法第167条など(援用が必要)
消滅時効	弁済・免除・時効等		
⑩ 不納欠損処分	沖縄県財務規則第52条		

(注1) 図中の番号は、説明番号を指す。「法」は地方自治法を、「令」は地方自治法施行令をいう。

前頁の表の番号ごとに説明する。

① 滞納整理票への記載

収入徴収者は、収入金を納入期限までに完納しない者があるときは、納入期限後20日以内に督促状を発して督促するとともに滞納整理票を作成しなければならない。

② 調定及び納入の通知

歳入を収入するときは、歳入の所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者、納期限などを調査して調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない(地方自治法第231条)。

③ 督促

納入すべき金額が納期限を経過しても納付されない場合は、期限を定めて督促しなければならない(地方自治法第231条の3第1項、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条、その他の法令の規定)。

この督促は、債務の履行を請求する行為であるだけでなく、時効中断の効力を有し(地方自治法第236条第4項)、また、公法上の債権については延滞金の発生や滞納処分の前提要件となる(同法第231条の3第2項及び第3項)ものである。

④ 延滞金及び遅延利息等

ア 延滞金

分担金、使用料、手数料及び過料その他の公法上の債権については、督促をした後、条例の定めるところにより延滞金を徴収することができる(地方自治法第231条の3第2項)。

イ 遅延利息、違約金等

私法上の債権については上記の延滞金を徴収することはできない。しかしながら、契約の締結に当たっては、契約の性質又は目的により必要のない場合を除き、履行遅滞その他債務不履行の場合の延滞利息、違約金その他の損害金に関する事項を契約書に記載しなければならないとされており、相手方の債務不履行の場合は、当該契約に基づき遅延利息、違約金等を徴収することとなる。

⑤ 滞納者の状況把握及び催告

ア 滞納者の状況把握

地方公共団体の長は、強制徴収できる債権について、督促により指定された期限までに納付されない場合には、地方税の滞納処分の例により処分することができる(地方自治法第231条の3第3項)。また、地方公共団体の長は、債権について、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない(同法第240条第2項)。

これらの措置をとるに当たっては、滞納者の所在、納入意思、支払能力及び財産の有無などの状況を把握することが欠かせない。

イ 催告

滞納者に対しては、その納入意思や支払能力などの状況に応じて履行の催告(文書、電話、口頭などにより債務の履行を請求する行為をいう。以下同じ。)を行い、債権の回収を図る必要がある。

⑥ 時効中断措置

ア 債権の消滅時効

(ア) 時効期間

地方公共団体が有する金銭債権は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは、時効により消滅する(地方自治法第236条第1項)。

時効に関し他の法律に定めがあるものとして、例えば、貸付金償還金債権は、民法(明治29年法律第89号)第167条第1項により消滅時効期間は10年(貸付先が商法(明治32年法律第48号)上の商人であり、当該貸付けが事業資金である場合などには、商法第522条により5年)、県営住宅使用料債権は、民法第169条により5年、診療費債権及び工事に関する債権は、同法第170条により3年とされている。

(イ) 時効の援用

地方公共団体が有する金銭債権の消滅時効については、法律に特別の定めがあるものを除くほか、債務者の援用を要せず、また、債務者は時効の利益を放棄することができない(地方自治法第236条第2項)。法律に特別の定めがあるものとして、民法第145条の適用を受ける債権については、時効の援用が必要であるとされている。

イ 時効中断措置

法令の規定により地方公共団体が行う納入の通知及び督促は、時効中断の効力を有するほか、時効の中断、停止に関し適用すべき法律の規定がないときは、民法の規定が準用される。(地方自治法第236条第3項)。民法が定める時効の中断事由には、①請求、②差押え、仮差押え又は仮処分、③承認の3つがある(民法第147条)。請求及び差押え等は、強制徴収や訴訟手続等により行い、承認は、滞納者による債務の一部の履行、債務確認書等による意思表示、履行期限の延長の申請などによって行われる。

⑦ 滞納処分及び強制執行等

ア 滞納処分(強制徴収できる債権)

督促により指定された期限までに納付されないときは、地方税の滞納処分の例により地方公共団体が自ら滞納者の財産を差し押さえ、これを換価することができる(地方自治法第231条の3第3項、その他個別法の規定)。

イ 強制執行等(強制徴収できない債権)

督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、徴収停止の措置をとる場合又は履行期限を延長する特約等をする場合その他特別の事情があると認める場合を除き、担保権の実行(保証人の保証がある債権については、保証人に対する履行の請求)、強制執行手続及び訴訟手続による履行の請求の措置をとらなければならない(地方自治法施行令第171条の2)。

⑧ 滞納処分の停止及び徴収停止

ア 滞納処分の停止(強制徴収できる債権)

滞納者につき、次のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる(地方税法(昭和25年法律第226号)第15条の7第1項、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第153条第1項)。

(ア) 滞納処分をすることができる財産がないとき。

(イ) 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

(ウ) その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

イ 徴収停止(強制徴収できない債権)

履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていない債権について、次のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる(地方自治法施行令第171条の5)。

(ア) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。

(イ) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。

(ウ) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

⑨ 履行延期の特約等及び免除

ア 履行延期の特約等(強制徴収できない債権)

次のいずれかに該当する場合には、履行期限を延長する特約又は処分をすることができる(地方自治法施行令第171条の6)。

(ア) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

(イ) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

(ウ) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

(エ) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

(オ) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の用途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、(ア)から(ウ)までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

イ 免除(強制徴収できない債権)

債務者が無資力又はこれに近い状態にあることによって履行延期の特約等を行った債権について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約等をした場合は、最初に履行延期の特約等をした日)から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、債権者からの書面の申請に基づき、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる(地方自治法施行令第171条の7)。

⑩ 不納欠損処分

不納欠損処分とは、既に調定された収入が徴収し得なくなったことを表示する決算上の取扱いである。収入が次に掲げる事由に該当するときは、不納欠損処分するものとしている(沖縄県財務規則第52条)。

(不納欠損金の整理)

第52条 収入徴収者は、調定した歳入が次の各号の一に該当する場合には、不納欠損金として整理するものとする。

ア 債権の消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をしたとき(法律の規定により時効の援用を

要しないものであるときは、債権の消滅時効が完成したとき。)

イ 法第96条第1項第10号の規定により納入義務者に係る債権を放棄したとき。

ウ 法第231条の3第3項の規定により滞納処分することができる徴収金について、滞納処分の執行停止後3年を経過したことによりその債権が消滅したとき。

エ 裁判所の判決により債権の不存在が確定したとき。

オ 納入義務者が死亡し、限定承認をした相続人がその相続により納付の義務を負うこととなつた債務について、相続によつて得た財産の限度において納付してもなお未納があるとき。

カ 会社更生法(平成14年法律第154号)第204条第1項及び破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項の規定により納入義務者が当該債権につきその債務を免責されたとき。

キ 納入義務者である法人の清算が終了したことにより当該法人の債務が消滅したとき。ただし、当該法人の債務について、他に弁済の責に任すべき者があり、その者について前6号までに規定する理由がない場合は、この限りでない。

ク その他法令の規定により納入義務者の債務が免除され、又は債権が消滅したとき。

3 監査対象未収金の推移

監査対象未収金の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

監査対象未収金		未 収 金 額				
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
1	土地貸付料	59,600	65,003	65,496	71,873	73,577
2	延滞利息(土地貸付料に係る)	10,374	11,432	15,080	15,890	17,816
3	児童福祉施設負担金(青少年・児童家庭課)	28,019	27,449	30,071	35,788	40,124
4	児童福祉施設負担金(障害保健福祉課)	109,646	113,885	96,752	96,720	94,849
5	心身障害者扶養共済事業費負担金	15,945	16,108	16,747	17,517	17,930
6	高齢者居室整備資金貸付金償還金	18,458	18,401	18,330	18,253	18,187
7	談合に係る損害賠償金及び違約金(青少年・児童家庭課)	0	0	0	50,262	50,262
8	生活保護費返還金	44,106	53,051	62,156	76,600	111,996
9	児童扶養手当返還金	94,075	99,533	101,974	102,692	104,122
10	母子寡婦福祉資金貸付金償還金	282,552	291,667	297,826	295,832	298,235
11	談合に係る損害賠償金及び違約金(営農支援課)	0	0	0	280,327	274,565
12	談合に係る損害賠償金及び違約金(農地水利課)	0	0	0	501,296	484,557
13	談合に係る損害賠償金及び違約金(農村整備課)	0	0	0	170,720	143,805
14	談合に係る損害賠償金及び違約金(畜産課)	0	0	0	28,208	28,208
15	談合に係る損害賠償金及び違約金(漁港漁場課)	0	0	0	1,094,210	1,094,210
16	中央卸売市場における光熱水費相当額未収金	8,605	9,597	11,463	10,852	10,350
17	農業改良資金貸付金償還金	536,971	573,541	582,325	566,333	543,157
18	農業改良資金貸付金違約金	84,418	83,815	83,588	83,436	83,437
19	林業改善資金貸付金償還金	47,415	47,742	47,195	47,195	47,895
20	沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金償還金	85,602	88,933	93,120	95,682	89,885
21	談合に係る損害賠償金及び違約金(観光振興課)	0	0	0	49,348	49,348
22	賃貸工場施設使用料(企業立地推進課)	36,443	36,423	38,270	16,670	36,770
23	談合に係る損害賠償金及び違約金(企業立地推進課)	0	0	0	264,702	264,702
24	自由貿易地域における建物使用料	38,822	38,822	14,824	17,165	17,165
25	自由貿易地域における光熱水費相当額未収金等	53,876	53,876	51,000	53,140	52,871
26	談合に係る損害賠償金及び違約金(新産業振興課)	0	0	0	183,174	183,174
27	小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金	3,299,799	3,440,092	3,636,178	3,929,769	4,145,395
28	違約金及び延滞利息(貸付金に係る)	61,702	61,559	61,559	61,559	61,529
29	県営住宅使用料	856,944	814,568	759,506	734,331	741,670
30	県営住宅駐車場使用料	24,572	25,620	26,138	25,965	27,354
31	バス事業活性化資金貸付金償還金	880,912	880,912	880,912	880,912	880,912
32	談合に係る損害賠償金及び違約金(道路管理課)	0	0	0	77,288	77,288
33	談合に係る損害賠償金及び違約金(道路街路課:道路分)	0	0	0	541,585	541,585
34	談合に係る損害賠償金及び違約金(道路街路課:街路分)	0	0	0	299,412	299,412
35	談合に係る損害賠償金及び違約金(河川課)	0	0	0	82,699	82,699
36	談合に係る損害賠償金及び違約金(海岸防災課)	0	0	0	88,009	70,474
37	談合に係る損害賠償金及び違約金(港湾課)	0	0	0	907,858	886,557
38	談合に係る損害賠償金及び違約金(空港課)	0	0	0	91,623	91,623
39	談合に係る損害賠償金及び違約金(住宅課)	0	0	0	551,182	551,182
40	談合に係る損害賠償金及び違約金(都市計画・モラル課)	0	0	0	122,457	118,927

41	土地代過払い金の返還金	12,541	12,541	12,541	12,541	12,541
42	県営住宅損害賠償金	184,104	184,109	184,109	184,109	184,110
43	土地明渡強制執行原因者負担未収金	0	0	0	0	51,775
44	談合に係る損害賠償金及び違約金(下水道課)	0	0	0	625,464	625,464
45	談合に係る損害賠償金及び違約金(施設課)	0	0	0	833,140	762,164
46	談合に係る損害賠償金及び違約金(文化課)	0	0	0	449,175	449,175
47	放置駐車車両違反金	0	21,916	49,166	108,386	85,913
48	診療費個人負担分未収金(県立病院課)	0	30,518	29,990	29,721	29,687
49	診療費個人負担分未収金(北部病院)	280,593	275,190	262,403	275,210	289,672
50	診療費個人負担分未収金(中部病院)	637,296	673,709	608,945	619,066	625,399
51	診療費個人負担分未収金(南部医療センター・こども医療センター)	264,447	355,380	366,826	359,008	358,737
52	診療費個人負担分未収金(宮古病院)	194,615	229,299	199,143	225,856	232,488
53	診療費個人負担分未収金(八重山病院)	217,681	230,507	238,330	245,012	277,623
54	診療費個人負担分未収金(精和病院)	71,406	67,565	40,003	41,245	38,221
55	談合に係る損害賠償金及び違約金(県立病院課)	0	0	0	801,931	801,931
56	談合に係る損害賠償金及び違約金(企業局)	0	0	0	1,770,237	1,770,237
	合 計	8,541,539	8,932,763	8,981,966	19,218,635	19,402,941

4 債権管理マニュアル名称等

策定されている債権管理マニュアル名等は次表のとおりである。

監査対象未収金	債権管理マニュアル名等（施行年月）
土地貸付料	県有地貸付料滞納整理事務処理要綱（平成12年12月）
延滞利息（土地貸付料に係る）	
児童福祉施設負担金（児童・家庭課）	児童福祉施設負担金未収金マニュアル（平成21年11月）
児童福祉施設負担金（障害保健福祉課）	
生活保護費返還金	生活保護費返還金債権管理事務処理要領（平成21年8月）
母子寡婦福祉資金貸付金償還金	沖縄県母子寡婦福祉資金償還推進マニュアル（平成17年4月）
中央卸売市場における光熱水費相当額未収金	沖縄県中央卸市場施設使用料等滞納整理事務処理要領（平成13年3月）
農業改良資金貸付金償還金	農業改良資金債権管理指針（平成16年6月）
農業改良資金貸付金違約金	
林業改善資金貸付金償還金	沖縄県林業・木材産業改善資金債権管理指針（平成17年3月）
沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金償還金	沿岸漁業改善資金債権管理要領（平成17年5月）
賃貸工場施設使用料（企業立地推進課）	沖縄特別自由貿易地域内工場施設使用料等の滞納事務処理要領（平成17年3月）
自由貿易地域における建物使用料	自由貿易地域施設使用料等滞納整理事務処理要領（平成13年3月）
自由貿易地域における光熱水費相当額未収金等	
小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金	沖縄県中小企業高度化資金等債権管理マニュアル（平成21年11月）
小規模企業者等設備導入資金貸付金に係る違約金及び延納利息	
県営住宅使用料	県営住宅家賃債権管理マニュアル（平成15年11月）
放置駐車車両違反金	沖縄県放置違反金債権管理マニュアル（平成22年7月）
診療費個人負担分未収金	沖縄県診療費個人負担分未収金対策要綱（平成6年3月）、診療費未納対策マニュアル（平成13年6月）

5 不納欠損額の状況

監査対象未収金に係る不納欠損額の状況は次のとおりである。

監査対象未収金に係る不納欠損額の状況

(単位：千円)

監査対象未収金	不 納 欠 損 額				
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
児童福祉施設負担金（青少年・児童家庭課）	14,490	5,066	3,874	0	0
児童福祉施設負担金（障害保健福祉課）	58,752	7,039	8,843	0	0
生活保護費返納金	2,666	0	0	3,292	17,025
児童扶養手当返還金	63,321	0	0	0	0
母子寡婦福祉資金貸付金償還金	0	0	4,681	0	0
中央卸売市場における光熱水費相当額未収金	0	0	0	902	0
農業改良資金貸付金償還金	0	0	0	5,380	5,976
賃貸工場施設使用料	0	0	1,893	21,600	0
自由貿易地域における建物使用料	0	0	23,998	982	0
自由貿易地域における光熱水費相当額未収金	0	0	2,876	227	0
小規模企業者等設備導入資金貸付金に係る違約金及び延納利息等	2,999	0	0	0	0
県営住宅使用料	0	9,407	7,551	1,782	0
診療費個人負担分未収金（北部病院）	2,683	1,054	0	0	0
診療費個人負担分未収金（南部医療センター）	0	1,668	1,469	0	1,167
診療費個人負担分未収金（宮古病院）	0	517	0	0	0
診療費個人負担分未収金（八重山病院）	0	265	0	576	0
診療費個人負担分未収金（精和病院）	0	0	0	30	0
合 計	144,911	25,016	55,185	34,771	24,168

《参考》

不納欠損処理が必要な場合

- ①債権が弁済及びこれに準ずる行為（相殺、代物弁済等）以外の理由により消滅したとき。
私法上の債権について時効の援用があったとき、公法上の債権について時効が完成したとき、法人の破産、民事再生、会社更生、特別精算の法的な手続が完了したこと等により、債権が消滅した場合は、債権そのものが消滅してしまっているから、議会の議決、免除、債権放棄の手続きは必要ないが、債権管理の対象から外す手続きとして、欠損処理を行う必要がある。
- ②債権は存在するが、法律上又は事実上の理由により、徴収が不能若しくは著しく困難であると認められたとき。
破産免責を受けた債権、時効が完成した債権、債務者の財産状態が極端に悪く、事実上、徴収不能もしくは徴収困難な債権が不納欠損処理の検討対象となる。
これらの場合は、議会の議決、免除、債権放棄の手続きが必要となる。